

令和5年第1回西予市議会定例会厚生常任委員会会議録

1. 開催日時 令和5年3月8日

書記 大森 恵津

1. 開催場所 西予市議会第3委員会室

1. 会議に付した事件

1. 開 会 令和5年3月8日

議案第17号 西予市国民健康保険条例の一部を
改正する条例制定について

午前9時00分

1. 閉 会 令和5年3月8日

議案第18号 西予市国民健康保険診療所条例の
一部を改正する条例制定について

午後3時20分

1. 出席委員

議案第36号 令和5年度西予市一般会計予算

委員長 竹崎 幸仁

議案第38号 令和5年度西予市国民健康保険特
別会計予算

副委員長 酒井 宇之吉

委員 宇都宮 久見子

議案第39号 令和5年度西予市後期高齢者医療
特別会計予算

委員 中村 一雅

委員 二宮 一朗

委員 森川 一義

1. 会議の経過 別紙のとおり

1. 欠席委員

なし

1. 出席説明員

生活福祉部長

兼福祉事務所長 一井 健二

福祉課長 池田いずみ

人権啓発課長 山下 一彦

環境衛生課長 大塚 義導

健康づくり推進課長 大野本 敦

市民課長 谷口 佳代

福祉課長補佐 大内 俊二

福祉課係長 竹内 奈美

福祉課係長 三好 和義

福祉課係長 萩原 武志

人権啓発課長補佐 三好俊一郎

人権啓発課主査 兵頭 央

環境衛生課長補佐 武内幸希典

環境衛生課係長 三好 進祐

健康づくり推進課長補佐 井上 理恵

健康づくり推進課長補佐 兵頭 真

健康づくり推進課保健師長 宇都宮弥生

健康づくり推進課係長 権田 恭子

健康づくり推進課係長 松本 史子

健康づくり推進課係長 山下 弘子

三瓶支所生活福祉課長 兵頭 俊也

市民課長補佐 二宮 国男

城川支所生活福祉課長補佐 二宮 厚彦

市民課係長 小野 恵

市民課係長 松田 望

市民課係長 竹田 哲志

1. 出席議会事務局職員

開会 午後 9 時00分

【福祉事務所】

【福祉課】

○竹崎委員長

それでは、所管が福祉課のほうに変わりますので、議案第 36 号「令和 5 年度西予市一般会計予算」を議題といたします。

池田課長の説明を求めます。

○池田福祉課長

それでは、議案第 36 号「令和 5 年度西予市一般会計予算」のうち、福祉課所管分につきまして、予算書に基づき御説明申し上げます。

福祉課所管の全事務事業のうち、主立ったもののみについて御説明させていただきます。

それでは、一般会計予算書 78 ページをお開き願います。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費でございますが、令和 5 年度予算 5 億 1255 万 3000 円のうち、国民健康保険特別会計事業勘定繰出事業及び職員給与費を除き、福祉課所管事業分は 9990 万 4000 円を予算計上いたしました。前年度と比較しますと 920 万 5000 円の減額予算となっております。

まず、事業概要欄社会福祉総務費庶務事業 2818 万 4000 円でございますが、事務事業の統合により、令和 4 年度の 7 つの事業を本事業にて実施することにいたしております。そのうち、主な事業の説明をさせていただきます。

統合した事務事業につきましては、事前配信しております資料に記載しております。

まず、民生児童委員活動推進事業でございますが、御承知のように、民生委員・児童委員は民生児童委員法に基づき厚生労働大臣が委嘱する非常勤の地方公務員で、任期は 3 年となっております。本年度は一斉改選の年でございまして、各地区において区長さんが中心となって新たな任期の委員を引受けていただく方を御推薦いただき、無事に市内全域で主任児童委員 12 名を含む、民生委員・児童委員 164 名の委員の方への委嘱を終えたところでございます。任期は、令和 4 年 12 月 1 日からの 3 年間となっております、委員の皆様には、住民の立場に立って、担当地域における相談に応じ、訪問などによる実態把握や見守り活動など、支援を必要とする住民と市や社会福祉協議会など

関係機関を結ぶパイプ役として大きな役割を担っていただきます。予算の主な内訳でございますが、委員の継続的な活動に対し、交通費等を費用として、1 人当たり年間で 13 万 9200 円、地区会長さんには 15 万 1200 円を費用弁償として支給することとし、そのほか、市民生児童委員協議会が行う活動に必要な経費ほか事務費などと合わせまして 2416 万 3000 円を予算計上させていただいております。

避難行動要支援者管理運営事業についてでございますが、避難行動要支援者名簿を整理し、個別避難計画の作成を促進するために必要な郵便料及び事務費 36 万 5000 円を計上させていただいております。引き続き、地域の防災意識の向上を図り、要支援者の避難体制の整備、円滑な避難支援の実施を目指してまいります。

援護事務事業でございますが、市内 5 支部の遺族会組織から成る市遺族会に対し、戦没者の御霊を慰めるとともに、会員の研修や高齢化が進む遺族の身の上相談、生活援護活動などの諸活動に対して継続的な補助を行うため、令和 5 年度は 189 万 9000 円の予算を計上しております。遺族会会員への継続的な支援を行うことで、活動を円滑にし、戦争の悲惨さを風化させない活動につながっております。戦没者遺族の高齢化が進み、会員数は年々減少しているものの、団体としての活動を行うことで各会員への援護支援につながるものと考えております。

続きまして、予算書の事業概要社会福祉協議会運営補助事業 7172 万円でございますが、社会福祉協議会は、社会福祉法において、地域福祉を推進する中心的な団体として明確に位置づけられており、地域福祉の担い手としての役割を果たす西予市社会福祉協議会の法人運営及び社会福祉事業に対し補助金を交付するものでございます。運営に係る人件費、事務費、事業費等を補助しており、前年度より 636 万 8000 円の減額となっておりますが、平成 30 年 7 月豪雨災害発生後、令和 3 年度まで運営を委託しておりました西予市地域ささえあいセンターの閉所に伴って人員配置の見直しを行ったことなどによる減額でございます。

社会福祉総務費につきましては、以上でございます。

続きまして、予算書 83 ページをお開き願います。

3 款民生費、1 項社会福祉費、4 目障害者福祉費でございますが、14 億 2601 万 4000 円のうち、令和 5 年度予算は、職員給与費を除き、事業予算分 13 億 9947 万 2000 円を計上いたしました。前年度と比較しますと 3009 万 8000 円の減額となっております。障害者福祉費の事業としては、職員給与費を除き、障害者福祉費庶務事業ほか全 11 事業となっております。

それでは、主な事業について御説明させていただきます。

事業概要地域生活支援事業 5121 万 6000 円でございますが、障がい者がその能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を計画的に行い、障がい者等の福祉の増進を図り、誰もが安心して地域で生活できるよう、障害者総合支援法に基づき市が行う事業となっております。事務事業の統合により、令和 4 年度の 4 つの事業を本事業にて実施することといたしております。

統合した事務事業につきましては、先ほど同様事前配信しております資料を御覧ください。

地域生活支援事業には、地域で生活している障がいのある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供などを行う相談支援事業や、障がい者の日中の活動や介護者のレスパイトを支援するための日中一時支援、移動支援などがございます。また、これらのほか、行政などへの事務手続や医療機関での診療等に手話通訳者の派遣を行い、また、聴覚障がい者への理解と手話に対する関心を広め、手話奉仕員の養成を行うために、手話奉仕員養成講座を開催するなどして、障がい者とその他の者のコミュニケーションを図るコミュニケーション支援事業や身体障がい者、障がい児及び知的障がい者、障がい児の日常生活上の便宜を図るため、障がい者または介助者からの申請に基づき、排せつ管理支援用具のストマや紙おむつなど、日常生活用具の給付を行う日常生活用具給付事業などがございます。いずれも障がい者の地域での暮らしを支える重要な事業でございます。

次に、事業概要障害者総合支援給付事業の 11 億 2064 万 8000 円でございますが、障がい者の方が能力や適性に応じた障害福祉サービスを利用し、自立した日常生活や社会生活を行うことがで

きるよう支援するもので、障害者総合支援法に基づき、介護給付、訓練等給付などに要する費用となります。この事業の需要については、年々増加傾向にあり、特に自宅で入浴、排せつ、家事の介助などを行う居宅介護や、グループホームでの生活を支援する共同生活援助、一般企業などでの就労が困難な方に就労する機会を提供するとともに、能力などの向上のために必要な訓練を行う就労継続支援 B 型のサービス利用増加が顕著でございます。昨年度と比較しましては 1910 万 9000 円の減額となっておりますが、サービス利用者の死亡などにより、利用状況に変化があったもので、今後の見通しとしては高齢化によるサービス利用の多様化、多量化や障がい者への理解が進む中において、各種サービスが充実され、事業費は増加傾向で推移するものと考えております。

次に、事業概要障害者自立支援医療費給付事業 3326 万円でございますが、この事業は、更生医療、育成医療、療養介護医療が対象となり、心身の障がい除去、軽減し、日常生活を維持するために確実な治療効果が期待できる医療費の給付を行うものでございます。

次に、事業概要重度心身障がい者医療費給付事業の 1 億 1681 万 5000 円でございますが、この事業は重度障がい者に対して、医療機関等で保険診療された自己負担分を助成するものでございます。高額な医療費がかかる可能性の高い重度心身障がい者の経済的負担を軽くし、安心した生活を支援しております。昨年度予算と比較して 585 万 6000 円の減額となっておりますが、サービス費同様、医療費給付状況の変化及び令和 5 年度は受給者証の更新のない年ですので事務経費の減額によるものでございます。

続きまして、事業概要障害児通所支援給付等事業 4213 万 4000 円でございますが、この事業は、身体に障がいのある児童及び知的障がい、発達障がいなどのある児童を対象に、通所による療育支援を主な目的とするものです。通所支援、相談支援の提供により適切な療育を促すとともに、保護者の就労支援にもつながる制度でございます。障がい児の通所支援におけるニーズは年々増大しており、保護者のレスパイトや就労のニーズ、障がいの早期発見、早期療育といった流れから、今後の見通しとしては増加傾向にあるものと思われ

障害者福祉費につきましては、以上でございます。

続きまして、95 ページを御覧ください。

3 款民生費、3 項生活保護費、1 目生活保護総務費でございますが、令和 5 年度予算額 4399 万 5000 円のうち、職員給与費を除き、生活保護施行事業ほか全 6 事業予算 1197 万 5000 円を計上いたしました。生活保護法の適正実施に当たり、相談、調査、訪問などに必要な事務経費等であり、生活困窮する市民に、生活保護法の適否を判断するとともに、最低生活の保障と自立助長を図る事業に係る費用を予算計上しております。

主な事業について御説明させていただきます。

初めに、事業概要生活保護適正実施推進事業についてでございますが、医療扶助費は生活保護扶助費の多くを占めており、令和 5 年度においても 2 億 5920 万円の予算を計上しておるところです。

この事業は、医療扶助費の適正化を図るために、被保護者のレセプトを点検し、重複受診や頻回受診をチェックするとともに、ジェネリック医薬品の使用促進及び健康管理支援による重症化予防の推進などを行っております。事業を行うに当たり、レセプト点検の外部委託、レセプト管理システムの活用及び医療扶助指導員による嘱託医協議や資格審査など、様々な方法を用いて医療扶助の適正受診などに努めておるところです。今年度は 246 万 9000 円の増額予算となっておりますが、次年度から医療扶助によるオンライン資格審査の導入により、生活保護システム等の改修が必要になりますので、システム改修費用を新たに計上したことによるものの増加でございます。

次に、予算書 96 ページ、事業概要生活困窮者自立支援事業について御説明いたします。

平成 25 年 12 月に生活困窮者自立支援法が成立し、平成 27 年 4 月からの制度化に伴い、生活困窮者自立支援機関として、西予市福祉総合相談センターを設置いたしました。センター運営に必要な事務経費等 53 万 9000 円を予算計上しております。センターには自立支援相談員、家庭児童相談員を配置し、庁内関係課はもとより、西予市地域包括支援センターや児童相談所など、連携を強め、多様なニーズに対応できるワンストップ窓口として、相談者に寄り添いながら必要な支援を行っております。

次に、予算書 97 ページをお開きください。

3 款民生費、3 項生活保護費、2 目扶助費でございますが、令和 5 年度予算は 4 億 5265 万 1000 円を計上いたしました。生活保護扶助事業は、生活保護法に基づき、生活に困窮している方に、困窮の程度に応じた保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としております。保護の内容には、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助などがございます。保護を受けようとする方は、市の福祉事務所に保護申請を行い、預金、不動産などの資産調査、年金や収入などの調査、就労の可能性の調査、親族の扶養調査などを経た後、保護の要否が判定され保護を受けることになります。現在 4 人のケースワーカーと査察指導員 1 名を配置いたしまして業務に当たっております。前年度と比較しますと 1824 万 4000 円の増額となっております。被保護者の高齢化に伴い、医療扶助費が、扶助費の中でも大きな役割を占めており、扶助費の実績及び見込みに鑑みて予算を増額して計上いたしました。

次に、予算書 98 ページを御覧ください。

3 款民生費、4 項災害救助費、1 目災害救助費、事業概要、災害援護資金貸付事業 82 万 3000 円でございますが、平成 30 年 7 月豪雨災害時に実施しました災害援護資金の貸付けにつきまして、償還金等を計上するものでございます。

歳入につきましては、事前に提出しております資料の福祉課委員会資料説明資料（歳入）に充当先事業、備考欄に補助率などを記載させていただいておりますので、お目通しいたいただき、説明は割愛させていただきます。

以上、福祉課所管分の令和 5 年度西予市一般会計予算につきまして、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○竹崎委員長

池田課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森川委員

96 ページの生活困窮者自立支援事業ですが、これは本人が福祉課へ申請するわけですか。

○竹崎委員長

本人の申請かという問合せであります。

○池田福祉課長

生活保護の申請につきましては、まず御本人で

あったり、地域の民生委員さんであったり御親族、御家族であったりが、まず御相談にこられます。保護の制度の内容を御説明させていただき、先ほどの口述の中にもありましたように、様々な調査を経て、それからケース会議にかけまして保護の可否を判定しております。相談につきましては様々なケースがあるかと思います。

○竹崎委員長

そのほか質疑はありませんか。

○酒井副委員長

今の関連ですが、コロナに入って審査といえますか、そういうものが多少緩くなってるような感じが私はするんですが、その点はいかがでしょう。

○池田福祉課長

審査は基準がありますので、収入資産の基準ですとか、それが年齢だったりとか、家族構成の最低生活基準を上回れば、一応一旦見送りといえますか、資産を活用していただくとかそういうことで、基準が決まっておるので、コロナによってその審査が緩くなるとということはございません。

○酒井副委員長

コロナによって増えている実態はありますか。

○池田福祉課長

コロナが影響で生活保護になられた方っていうのは余りいらっしゃらなくて、件数ちょっと今、手元にないんですが、今年度に入っては1件だけ。コロナが直接的な原因で例えば職を失ったとか、何かこう事業が停止してしまったとか、廃業したとかいうようなことが原因でっていうことはもう余りなくて、影響があると言ったら、やはり物価の高騰とかがございまして、預貯金の減少による申請というのは非常に多い状況ですから、コロナというよりは物価高騰のあおりが多少はあるかなと。一番多いのは疾病、病気になって医療費が払えなくなって、なおかつ資産をずっとそれで預貯金を取崩していたのでっていうようなケースが多ございまして、コロナによってっていうのは余りケースとしてはございません。

○酒井副委員長

ひとつ資産というものの中にいつも引っかかるんですけども、車があるんですね。軽トラだったら大丈夫、乗用車の高級乗用車だったら駄目、そういう要件があると思うんですけども、その辺りの判断はどのように指導してますか。

○池田福祉課長

生活保護を受けると原則車を保有することはできません。乗用車であろうが軽トラであろうが、車の保有は原則認められておりません。やはり資産と見なされること、それから維持費がかかりますし、賠償能力がないというようなことから要件としては認められてははいないんですけども、いろいろちょっと条件にあって、確実に就労の見込みがあって、確実に保護が脱却できるとか、障がいがあって通院にどうしても必要やっていう、ちょっとその中でもいろいろと条件があるんですけども、ある一定の本当に厳しい、今年県の指導監査があったんですけども、車の保持に関して非常に厳しい指導を受けまして、保有を認めるかどうか、処分指導するかどうかは、福祉事務所長を中心としてケース会議にかけまして、保有の判定はしておるところです。

○酒井副委員長

私が言いたいのは、車がなければ田舎ではちょっと日常生活が不便であるというのが、都会と比べて。この問題がちょっといつも都会と田舎の生活保護の対象の要件が違ってくるんで、デラックスなレクサスだとかね、そういうのは駄目けども、軽四ぐらいの日常生活の必要については、やはり生活保護をされてる方も、やはりそれが事業用だとかそういうことじゃなしに、移動用に生活保護の人たちが使うという場合には、条件の緩和っていうものを考えていただきたいというのが本文です。

○池田福祉課長

福祉事務所の裁量でっていうことでしょうか。

保護手帳というのがありまして、そこに明確にいろんな条件等も記載されておるわけなんですけど、先ほど言われたような障がい者の通院の手段、例えば定期的に通院があって、その地域上、公共交通の利用ができない、または困難とかいうような認められる保有の条件もあったりはするんですけども、しっかりとそこは手帳、それから国の指針、そういったものに鑑みまして判断をさせていただきたいというところでございます。

○竹崎委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前9時25分）

○竹崎委員長

再開を告げる。（再開 午前9時30分）

そのほか質疑はありませんか。

○中村委員

数点聞きたいことがあるんですけど、1 つずついきます。

まず、避難行動要支援者の管理について、名簿の作成とか個別の避難計画に関わる部分で、どの程度まで進展してるか教えていただけたらと思います。

○池田福祉課長

名簿の整理ということの御質問がありました。

現在、今年度の名簿の整理をしておるところでございまして、新たに対象者、要介護3以上とか、障害の級とかそういった避難行動要支援者の対象者となりうる方や、今までに無回答であった方について1,651名の方に文章をお送りしております。現在、回答期間中ですので、何人の方がどうこう言う、まだ集計等はないんですけども、それから、今回から様式を分かりやすく変更をいたしております。個別計画の実効性を高めるために、真に支援の必要な方を避難行動要支援者として整理をしまして、個別計画を速やかに策定できる仕組みに変更いたしました。具体的には、自力避難が可能な方や避難時に家族の協力が得られる方は申し出いただいて、まずは避難行動要支援者としては非該当、また個別避難計画の策定を取りあえず保留とさせていただいて、自力避難ができない方などの個別避難計画、その中でも同意をいただいた方の個別避難計画を先に策定することといたしております。

そうすることで自主防災組織や地域の協力も得られやすく、真に必要な方の個別避難計画の策定が進むものと期待しております。

○中村委員

今のことについて再質問です。

その作成した名簿については、民生委員さん、あるいは防災連絡協議会の組織のほうに、避難行動要支援者の同意を得て開示するということになるかと思いますが、その辺についてはいかがでしょうかね。

○池田課長

おっしゃるとおりでございまして、避難行動要支援者名簿というのが、今回から避難行動要支援者の対象者のリストっていうのが今まで定義に当てはまる方全員6,000人とか5,000人とかそういった方々を避難行動要支援者として名簿を整理したんですけども、今回から避難行動要支援者名簿としては、自力避難ができる方や家族の協

力が得られる方、入所されている方等は非該当ということで、避難行動要支援者名簿の中の同意を得られた方を、民生委員さんですとか自主防災組織に提供することにしております。それから非常時には、災害時にはもう西予市長の判断によりまして、避難行動要支援者リスト、これはもう同意を得られてない方であったり、自力避難ができると言われても家族なかなか困難を抱えられてる方も多いと思いますので、非常時には、避難行動要支援者のリストとして、それぞれの名簿の提供等は考えております。

○中村委員

予算書の83ページ、障害者福祉費において3116万3000円の減額、先ほど4事業統合しましたみたいな御説明あったかと思います。

事業概要ごとの増減は分かんのですけれども、障がい者が急に減ったとは思えないんですけども、この減額になった経緯についてもう少し詳しく教えていただけたらと思いますが。なぜかという、今回一般質問させていただいて、当初予算の編成で非常に苦しんだと。だけれども扶助費については高止まりしていて、なかなか減らないのだという御答弁いただきましたが、ここは減額になっている。社会福祉総務費も減額になってますよね。だから、そういう減額になってるのは予算を絞ったから減額になったのではなくて、自然に利用者が減ったからという、そういう要因についてお尋ねしている。

○池田福祉課長

今ほどの3009万8000円の減額の理由についてでございますが、この障害者福祉費の中での減額の金額となっております。大きなものとしては、障害者総合支援給付事業の中で1900万程度減額をしておるんですけども、これについては、対象者が、昨年サービス利用が多かった対象者の方が死亡等により、そういったサービス利用の状況がちょっと大きく変わる状況がありましたので、減額となっております。そのほかで言いますと、地域生活支援事業が昨年度と比べまして200万ほど減額しております、これがやはり同じように、サービス利用者、訪問入浴サービスっていうのを利用されていた方がお亡くなりになったり、移動支援、日中一時支援っていう支援があるんですけども、それらがやはりちょっとコロナの影響があったかなということで、4年度は、各障がい者

事業所にもコロナがちょこちょこ発生しました。それで事業所がちょっと閉鎖したりとか人数を減らしたりとかいうこともあったかと思いますので、それらの影響で地域生活支援事業は減っておると思います。

あとそれぞれの事業で減額がしてありますので、ちょっとまとめたら 3000 幾らってということにはなるんですけども。お手元に配信しておりますところには過去の事業ずつにはなかったですよ。それぞれの統合した事業が一つになっているので分かりにくいかなと思うんですけども、統合前の 4 年度の事業一つひとつ積み上げの減額となっています。

○竹崎委員長

そのほか質疑はありませんか。

○二宮委員

今と関連するんですけども、83 ページの障害者福祉費 14 億 2600 のところの一般財源が 4 億 3807 万 3000 円ですかね。これがちょっと予想以上に一般財源が多いんやなあというふうに思ったんですけども、この 10 いくつある事業の中のこの国庫支出金に当たる国庫や県やという、要するに支出金がある事業と完全に自主事業って言うか、すみ分け大体分かります。

主に、障害者総合支援給付事業 11 億 2000 万のところかなとは思うんですけども、予想的には。

○竹崎委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 9 時 38 分）

○竹崎委員長

再開を告げる。（再開 午前 9 時 40 分）

○池田福祉課長

まず、地域生活支援事業については、地域生活事業費等国庫補助金と地域生活支援事業費県補助金、手話通訳者派遣事業利用費負担金というのが補助と入っておりまして、一般財源が、地域生活支援事業の 5121 万 6000 円のうち一般財源が 3084 万 4000 円となっております。障害者総合支援給付事業 11 億 2648 万円のうち、これが 2 つの国庫補助が国庫金が当たっておりまして、障害者自立支援給付費国庫負担金と障害者自立支援給付費県負担金、こちらの公費が当たっておりまして、先ほどの金額のうち 2 億 8176 万 7000 円が一般財源です。心身障害者扶養共済負担金支払事業、こちらのほうが 3 つ補助等がありまして、365 万 8000 円のうち一般財源が 16 万 2000 円、特別障害

者手当給付事業 1308 万 4000 円のうち、一つ国庫負担金があたっておりまして一般財源は 349 万 3000 円、障害者自立支援給付費、障害者自立支援医療費給付事業、これが 3326 万円のうち 3 つ負担金等がありまして、一般財源が 845 万 6000 円、重度心身障害者医療費給付事業が 1 億 1681 万 5000 円のうち、一つ県補助金がありまして、一般財源が 6280 万円。それから、身体障がい者・児補装具給付事業 567 万 2000 円のうち 3 つ負担金、補助金がございまして、一般財源が 129 万 9000 円、特別児童扶養手当給付事業 16 万 6000 円は、これ事務取扱交付金として全額交付金があたっております。障害児通所支援給付事業 4 億 2130 万 4000 円のうち、国庫負担金と、それから通所医療費、これは当たっておりまして、一般財源が 1067 万 9000 円となっております。障害者福祉費については以上でございます。

○二宮委員

もう 1 点、97 ページの扶助費、生活保護のところですけども、これはちょっとほとんど国のかなというふうに思ったら 1 億 700 万という一般財源があったんで、これについては、どういう部分なのかちょっと分かれば教えてください。

○池田福祉課長

生活保護扶助事業（法定受託事務）でございしますが、4 億 5265 万 1000 円のうち、扶助費の国庫負担金ですとか県負担金、生活保護の返還金も一応歳入に入れ込んでおります。一般財源が 1 億 702 万 3000 円となっております。

○二宮委員

その 1 億 702 万円の、横の区分にいろんな生活扶助費があるじゃないですか。葬祭扶助費とかいろいろ項目が。そういうどこの中が一般財源が入ってるのかっていうことです。

○竹崎委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 9 時 45 分）

○竹崎委員長

再開を告げる。（再開 午前 9 時 46 分）

○池田福祉課長

扶助費全体で国が 4 分の 3、市が 4 分の 1 ということで財源内訳となっております。

○二宮委員

分かりました。私の認識として、扶助費がもう少し国のほうから来るのかなというちょっと予想だったので、今、知ったというのはちょっと恥ず

かしいぐらいですけど、ありがとうございました。

もう1点ですけども、援護事業の中の戦没者ですけども、今もう高齢化して、遺族がだんだんと減ってると思うんですが、その遺族となる人の要件がどこまでなのか。子なのか孫なのか、ちょっと分かれば教えていただきたいと思います。

○竹崎委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時48分)

○竹崎委員長

再開を告げる。(再開 午前9時49分)

○池田福祉課長

今ほどの二宮委員の御質問につきましては、三好係長から回答いたします。

○三好福祉課係長

遺族の定義についてお答えいたします。

戦没者の方が亡くなられたときに生きとられる方が対象となります。兄弟とか子どもさんがおられたら対象になるんですけども、その方が亡くなられたら対象外となりますので、その下の家族の方に関しては対象外となります。

○竹崎委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時49分)

○竹崎委員長

再開を告げる。(再開 午前9時52分)

そのほか質疑はありませんか。

○二宮委員

もう1点、DV関係事業ですけども、ここに書いてある説明のほうには、夫婦間でみたいなのがあったんですが、これには親子とかのDVも一緒ですかね。

緊急避難先というのは、どういうふうになるんでしょうかね。

○池田福祉課長

緊急避難先についての御質問でしたけれども、シェルターが松山にございますけれども、なかなか警察案件だったりじゃないと入れてもらえないっていうような、すぐに入所ができなかったりとかするんですけど、今の保護の現状としては、警察からの通知を受けて、ホテルに泊まっていただくとか、そこから費用が警察から出る分もあったりして、障がい者の虐待の場合は、それから、本人さんが1人で自立できるグループホームの入所につなげたりとかいうようなケースはあります。緊急避難先でケースによって、いろいろちょっと遠くに住まわれとる子どもさんが一緒に生活されと

るケースも最近ではありまして、その場所が分かるとるっていうようなところもあるんですが、もうそこは家族の中でしっかりとやりますよっていうことだったりします。

○二宮委員

小さい子どもさんとかの場合は、宇和島の児童相談所でいいんでしょうかね。

もう1点、今ちょっとニュースと見よつても、このDV関係で事件になるとることがかなり多いんですけども、近年のこの西予市の中の件数がある程度分かれば教えていただきたいと思います。

○池田福祉課長

令和4年の現在までの件数なんですけども、DV相談件数が19件、うち障がい者虐待の案件が2件と児童虐待の案件が5件ということで、あとは親子間だったり、障がい者の中でも親子間だったりとかはあるんですけども、成人の間柄だったり男女の関係だったりとか、そういうケースでございます。

○竹崎委員長

そのほかありませんか。

○宇都宮委員

地域生活支援事業の中で教えていただきたいんですけども、まず一つが、身体障害者自動車運転免許取得助成と改造費助成事業があると思うんですけど、これ車とかもちょっと走りよるの見た目では分かりにくいんですけど、市内にどれぐらいこれを申請されたり、乗られてる方がいらっしゃるかっていうのは把握されてますか。

○竹崎委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時56分)

○竹崎委員長

再開を告げる。(再開 午前9時57分)

○池田福祉課長

身体障害者の自動車改造費補助金、あるいは免許の取得の補助金、日常生活地域生活支援事業の中にございますけれども、ここ数年申請がないような状況でございます。過去に何件申請があったかというのは、今資料がございませんので、分かれば、また御報告させていただくという形にさせていただきます。

○宇都宮委員

それと同じところでコミュニケーション支援事業なんですけれども、手話奉仕員の養成講座を開催するっていうことがあるんですけども、大体

手話奉仕員さんがどれぐらいいらっしゃるのか、
どういう方を言うのか、どんな活動をされてるの
か御説明いただけたらと思うんですけども。

○竹崎委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時58分)

○竹崎委員長

再開を告げる。(再開 午前9時59分)

○池田福祉課長

手話奉仕員についてですが、人数ですけども、
今、西予市には3名いらっしゃいます。委託先が
5人ということになっております。奉仕員につい
ては、市の実施する講座を修了しておれば修了証
をお渡しして、それで奉仕員となるわけなんです
けれども、活動としては、ほぼボランティアって
いうことで、どんな場所でどういった方でされと
るかはちょっと私も分からないんですけども、
例えば、地域の生活の中でお困り事のある方に声
をかけていただいたりとかしていただいとるんじ
ゃないかなとは思っておるんですけども。

○宇都宮委員

今ほどの説明でしたら、今回の予算にも上がっ
てる会計年度任用職員の方が開いてる講座で、講
義を受けて、そこで資格をもらったら手話奉仕員
になるということですか。

○竹崎委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時01分)

○竹崎委員長

再開を告げる。(再開 午前10時02分)

○池田福祉課長

手話奉仕員の人数ですとか、どういった方がな
られるのか、どういった場で活躍されているのか
っていう御質問につきましては、後ほどまた詳しく
こちらのほうで調べまして回答させていただく
形とさせていただきます。

○宇都宮委員

細かい内容についてはまた後での御報告いただ
けたらと思うんですけど、私もそうなんですけど、
ここ最近、結構手話を使ったようなテレビドラマ
とかが出てるんで、やっぱり若い子たちも、私も
含めて手話検定を受けに行ったりとかをしてるん
ですけど、やっぱそういう興味を持つ方が増える
かなあと思うんでちょっと前の何カ月か前のドラ
マも手話のドラマがあったんですけど、これから
聴覚障がい者への理解を増やしていく、手話に関
する関心を広めるということでは、ちょうどいい

タイミングなんじゃないかなと思うんで、アピー
ルをしていただいて、人数も後で報告はいただ
くと思うんですけど、少しでも興味を持ってもらっ
たり、人数が増えるように尽力していただけたら
と思います。

○竹崎委員長

そのほかありませんか。

○酒井副委員長

人工透析の人数について、現在西予市には何人
おられまして、病院はどこでかかっているのか、そ
れぐらい調べておりますか。通院費が出ておりま
すので。

○池田福祉課長

人数につきましては、12月支給の段階で66名
の方に通院費を支給しております。その方々の病
院の内訳は、今手持ち資料がございませんので、
また後ほど報告させていただきたいと思います。

○酒井副委員長

その内で市外へ出てる透析患者が何人いるかも
一緒に調べて報告願います。

○竹崎委員長

そのほか質疑はありませんか。委員長交替しま
す。

[委員長交代]

○竹崎委員

中村委員も質問したんですけども、72ペー
ジの避難行動要支援者に関連の質問ですが、具体
的な取組の中で、私も東地区のワークショップの
ほうにも参加していて、そして、その教授の人に
森脇教授とのやりとりを含めて、先ほど言われ
たリストの件も作成して、より要介護の人たちの
命を守るという取組、大賛成です。

その中に、教授の話によると、1人のつまり支
援者、サポーターですね、支援者がいた場合と、
2人になった場合とでは助けられる割合が全然違
うということがありました。ですので、せっかく
いい試みをされているので、これをより具現化し
て、1人体制よりは2人体制、しかもそこに愛大
生と工夫して開発したアプリ、これを入れていれ
ば、さらに、要介護者で助けられる必要があるの
に、その人が助けられていないということまで分
かるという報告がありました。なので、このいい
試みをさらに進展するお考えはあるかないかを
伺います。

○池田福祉課長

個別避難計画につきましては、もう国の指針によりまして、避難支援者は2名記載するようになっております。また避難路、これ過去にも御質問いただいたんですけれども、自宅から避難所までの避難路も経路として示すようになっております。おっしゃるとおり、避難支援者は多いほうがいいんですけれども、やはりもう高齢化が進む中で、避難支援者が避難支援者をお互いが支援し合うってようなことも今後想定されるわけなんですけれども、きちっと計画の中で盛り込んでいきたいなと思ってます。

アプリの活用については、多方面から御意見いただきますので、今後また情報推進室とも連携して、またそちらのほうにも検討していきたいなと思っております。

○竹崎委員

今の説明で納得しました。ぜひ、1人でも要支援者が残されることのないような、可能な限りそういった地域と連携を密にして、助けられる命をできるだけ助けられるように取り組んでいただきたいと思っております。

○酒井副委員長

委員長を交代します。

〔委員長交代〕

○竹崎委員長

そのほかありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹崎委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第36号「令和5年度西予市一般会計予算」について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○竹崎委員長

挙手全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前10時12分）

【生活福祉部】

【人権啓発課】

○竹崎委員長

再開を告げる。（再開 午前10時19分）

人権啓発課の審査を開始します。議案第36号「令和5年度西予市一般会計予算」について議題

といたします。

○山下人権啓発課長

議案第36号「令和5年度西予市一般会計予算」のうち、人権啓発課所管分につきまして予算書に基づき御説明申し上げます。

まず、歳出予算から御説明申し上げます。

予算書の80ページをお開きください。御用意しております資料も同時に御覧いただきたいと思います。

3款民生費、1項社会福祉費、2目社会福祉施設費2123万5000円のうち人権啓発課所管事業は、宇和ふれあいセンター管理運営事業352万円と宇和小森会館管理運営事業315万9000円の隣保館2館の事業実施に係る経費を計上しております。事業内容としましては、各種講座の開催及び講座ごとの人権学習会の実施、訪問相談、大会・研修会への参加、人権相談会の開催、施設の維持管理など、地方改善事業費補助金交付要綱に基づき、補助対象となる事業を積極的に実施しており、約7割を補助金で賄っております。

同じく80ページを御覧ください。

会計年度任用職員給与費（宇和ふれあいセンター管理運営事業）分568万1000円は、職員2名の報酬等について計上しているもので、宇和小森会館管理運営事業分388万8000円は、館長と1名の報酬等について計上しているものでございます。

次に、予算書の85ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、6目男女共同参画費は、男女共同参画事業に11万6000円計上しております。報償費6万6000円と旅費5万円は、男女共同参画行動計画策定に関して、策定委員会の委員に支出するものでございます。

同じく85ページ下段から87ページを御覧ください。

7目人権対策費4941万3000円、前年比472万5000円の増額となっております。主な理由としまして、職員給与費1名分の増額と人権啓発課の会計年度任用職員1名の減を合わせたことによる増額でございます。事業内容としまして、人権対策事業に720万9000円を計上しております。

資料の3分の2ページも御参照ください。この事業は、既存事業を統合した新規事業で男女共同参画事業のうち消耗品費と人権啓発庶務事業、人権擁護事業、そして、令和5年度から設置する成

年後見制度中核機関に関わる予算を統合したものでございます。

人権啓発課の各種事業の推進に必要な消耗品費、使用料、負担金及び補助金について計上しております。愛媛県人権対策協議会西予支部補助金につきましては 573 万 1000 円として、前年比 5 % 減の 30 万 2000 円を減額しております。

また、市内の子どもたちに人権について考える機会を与えるために人権の花運動を行い、生命の尊さに触れることにより、人権尊重思想の普及、高揚を図ります。

また、人権相談所を開設し人権侵害等の有事に備えています。人権擁護事業分は 11 万円を計上しております。

また、成年後見制度利用促進に係る中核機関を設置し、後見制度の周知を図るため、制度利用促進に係る運営費として、報償費、旅費、需用費を 42 万 7000 円計上いたしております。

改良住宅事業 178 万 8000 円につきましては、建設課所管の予算で建物の管理、家賃収納の経費が計上されております。人権啓発課では、入退去の手續と住宅に関する相談等を行っております。

会計年度任用職員給与費 998 万 2000 円は、本庁及び各支所に配置されている人権啓発指導員 5 人の報酬等でございます。

次に 87 ページを御覧ください。

8 目人権教育費、人権教育事業に 676 万 1000 円を計上いたしております。あわせまして、資料の 3 分の 3 ページを御参照ください。人権教育事業も、既存事業を統合した新規事業で、人権教育庶務事業、人権のつどい事業、塔和子顕彰事業、人権教育推進事業を統合したものでございます。愛媛県人権教育協議会西予支部と各分会が連携して人権同和教育の推進を図っております。愛媛県人権教育協議会西予支部補助金につきましては、648 万円でございます。各事業を県人権教育協議会西予支部補助金に含めて計上し、各事業を協議会で実施しようとするものです。84 万 7000 円増の主な理由は、県人権教育協議会西予支部の補助金の一律 5 % カットによる減額が主なものでございます。愛媛県人権教育協議会西予支部で実施する事業といたしましては、各町の特色を生かした人権のつどい、地区別人権同和教育学習会、学校単位で実施する校区別人権同和教育学習会、各種大会への参加や実践報告、塔和子顕彰事業並びに

人権作品集「かがやき」の発刊などがございます。

次に、歳入予算について御説明いたします。予算書は戻りまして、20 ページをお開きください。

13 款使用料及び手数料、1 項 2 目 1 節社会福祉使用料小森会館 1,000 円、宇和ふれあいセンター 5 万 3000 円、それぞれの貸し館の使用料を計上しております。

次に、予算書 30 ページを御覧ください。

15 款県支出金、1 項 6 目 2 節地域改善対策高等学校等奨学金事務市町交付金は、奨学金の事務の説明会や奨学金滞納者の世帯訪問に対する交付金 7 万 6000 円を計上しております。前年比 6 万 8000 円の増は奨学金滞納者への訪問件数の増によるものでございます。

同じく 30 ページをお願いいたします。

15 款県支出金、2 項 2 目 1 節地域交流促進事業費県補助金 87 万 6000 円と隣保館運営費県補助金 926 万 3000 円は、いずれも隣保館の運営に対する県補助金を計上しており、宇和ふれあいセンター管理運営事業と宇和小森会館管理運営事業に充てております。補助率は約 70 % でございます。

最後に、予算書 34 ページを御覧ください。

15 款県支出金、3 項 2 目 1 節人権啓発活動費委託金 18 万 2000 円は、人権啓発活動費に係る県委託金を計上しており、人権啓発資料作成と人権の花運動に充てることとしております。

以上で、議案第 36 号「令和 5 年度西予市一般会計予算」についての説明とさせていただきます。よろしく御審査の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○竹崎委員長

山下課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○二宮委員

人権啓発課が所管している事業にはならないかもしれませんが、例えば児童虐待やったら、今、教育課のほうを担当するんですかね、人権啓発課でやっとなんですかね。人権啓発で国の所管しとる法務省じゃないですか。法務省のホームページ見たら子どものいじめ、児童虐待で、ネットのいじめというのが今最近出るとるんですけど、そういうのが縦の中で、西予市に全部人権啓発課なのか、先ほどもちょっと酒井委員の質問にもあったけど、そういう所管がほかの部に行っとる部分

があるのかというのが一つと、最近よく話題になつと同性婚とかの話もあったり、LGBTという話が出ておるわけですけども、そういう流れの、国からの事業的な、近い将来何かあるような予算というのは聞こえてきてるのか、きてないのか。2点ちょっとお伺いしたいなと思います。

○竹崎委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時43分)

○竹崎委員長

再開を告げる。(再開 午前10時44分)

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

二宮委員から御質問がありました児童虐待等の各種相談につきましては、今それぞれ担当課のほうで、学校のほう、あるいは家庭的なことの中で家庭生活上の子どもの問題でありましたら、子育て支援課、またその要因が経済的なことがありましたら福祉課とか、そういった各所管課でまず、第一次的には、相談を受けておる状況でございます。その後必要に応じて福祉課にあります福祉総合相談センターあたりへ取りつないで、ケースごとの会議を行っているという状況であります。今後、先ほど説明させていただきました成年後見制度あたりも、そういう流れの中で取り扱うことになっておりますけれども、現時点では、一時的な窓口はそれぞれの原課という体制で対応をとっている状況でございます。2点目の答弁につきましては担当課長のほうから答弁をさせます。

○山下人権啓発課長

2点目に質問がございましたLGBTQ+とか、そういった関係の動きについてでございますが、県のほうからも、パートナーシップ制度等についての実施状況であるとか、そういった調査がきているところでございます。県下におきましても大洲市が取り組んでいると思いますけれども、松山市においては、その当事者につきまして、賛否があるということで、取り組みにくいというような意見も書いてございました。ちょっと今県内の状況の実数の資料がございませんので、何市町が取り組んでいるかどうかは、ここでお答えすることが出来ません。以上でございます。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

先ほどの1点目の質問で追加をさせていただきます。担当窓口が一時的といったケースもございますし、また福祉総合相談センターに直接来訪される場合もありますので、その場合は相談センタ

ーが一時的に受け付けて、市担当課へつなぐというケースもございますので、追加で答弁させていただきます。

○竹崎委員長

山下課長が答弁された件は、後ほど調べて回答するというので、よろしいですか。もう一度お願いします。

○山下人権啓発課長

先ほど答弁いたしました、LGBTに関する県内の状況につきましては、後ほど委員長あてに書面にて、報告させていただいたと思います。

○竹崎委員長

そのほかありませんか。

○二宮委員

部長のから御答弁いただいたんですけども、一般的に考えて、さっき言ったようなネットいじめから児童虐待とか、そういうふうなものは、大きく言えば人権ですよ。だから総合窓口いうたら変ですけど、一般的に僕らやったらそこへ人権に電話して、今の体制やったら、そこから振り分けるみたいなことかなと思うんですけども、人権啓発課に直接そういうふうな件数というのがどのくらい大体来てるのか、もしわかれば、大枠の項目が分かれば、あれが何件これが何件みたいな、教えていただきたいなと。

○山下人権啓発課長

人権啓発課に直接御相談がありました件数についてなんですけれども、先日の一般質問にも質問がございましたが、今後も件数が少し増えておまして、令和2年に人権啓発課が設置されましたが、以降、直接人権啓発課で相談にこられた方は、今日現在で33件となっております。内訳は、面談が14件、電話相談が15件、メール相談が4件でございます。相談内容についてですけども、主なものは、御近所トラブル、障がい者の福祉関係、地域とのかかわり方について、コロナ感染に対する誹謗中傷、パワハラ、課に対するひやかし、外国人の人権など様々な相談がございます。部落についての相談というのは、もうほぼないというのが現状でございます。

○二宮委員

ありがとうございます。そしたら今の相談の中で福祉や障がい者については多少あるけども、先ほど部長から答弁があったような、例えば、子ども関係とかいうのは、児童虐待とかというのは直

接は、やっぱり福祉課とか、そちらのほうに相談が行っておるということで理解していいんですかね。

○山下人権啓発課長

そういった直接的なものはこちらにあったことがございませんので、直接、担当課のほうに、福祉のほうに御相談されているものと思われます。

○宇都宮委員

女性の会とか婦人があったかと思うんですけど、それは所管でしたよね。昨年度で一応解散という形になったかと思うんですけども、そのあと、いろいろな意見は出て、解散という形になりましたけど、これからの方向性とか、また相談しながら進めていきますみたいなことで会が終わったかなと思うんですけど、そのあとの予算とは関係ないんですけど進捗状況とか、今年度何か行動があるようでしたらどういう動きになるのかなというのをちょっと御説明いただけたらと思います。

○山下人権啓発課長

宇都宮委員から御質問がありました女性の会でございますが、令和4年10月25日の総会において、所属団体も当初31団体が2団体となり運営が難しいのと、今後も加入者数が増える見込みはないということで解散ということにさせていただきました。この解散につきましては、令和3年の1年間かけて、役員さん方と十分に議論を重ねた結果ということでありますので、そういう形になりましたが、市に対して女性からの意見、提言というのは大切なことでありますので、そういった新しい取組みも考えていく組織は出来ておりませんが、考えていきながら、サテライト市長室など、ほかに提言する機会もございますので、そちらも利用しながら、行政への意見、提言をしていただくという考えでございます。

○宇都宮委員

経緯は分かったんですけども、今までその所管が人権啓発のほうだったっていうこともあってそちらに御相談とかこれからあるかないか分からないですけど、もしあった場合は相談にのっていただくようなことをお願いして、もうなくなったから知らないよではなくて、また課は変わるのかもしれないですけど、繋ぎ役というか、今まで所管やったということで、もし何かあったときはまた相談できる窓口としていただけたらなと思います。よろしくお願いします。

○山下人権啓発課長

男女共同参画事業を所管しておりますので、その点につきましては、お受けしていかなければならないと考えております。

○竹崎委員長

そのほか質疑はありませんか。

○酒井副委員長

成年後見人の現在の西予市の状況を説明していただけたらと思います。人数そして成年後見人の指名されてる方の弁護士だとか、行政書士、司法書士だとか、そういうところがあるんですか。そういうことが把握出来ておれば説明願いたいと思います。

○竹崎委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前11時00分）

○竹崎委員長

再開を告げる。（再開 午前11時02分）

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

西予市の状況でございますが、ちょっと手持ちのほうでは、令和4年10月1日現在の数値とはなりますけれども、全体で成年後見制度としては62件、保佐が10件、補助1件、任意後見1件の計74名の方が利用されていると伺っております。なお成年後見となられた方職種等につきましては、様々になるかと思いますが裁判所のほうで把握されておりますので、市としては承知はいたしております。以上答弁とさせていただきます。

○二宮委員

人権のつどい事業ですけども、人権啓発課が出来て、それまでの長かった人権のつどい事業、何とか変えたらどうですかって毎年のように言っとってやっと変わってよかったと私は思っておりますけども、宇和会場しか見てないんですが、ほかの会場も過去の人権のつどい事業とどう変わったのかというのが一つと、来年度、また目新しいというか、そういうふうな事業を考えておるのかっていう、その2点だけお願いします。

○山下人権啓発課長

人権のつどい事業につきましては、三瓶町を除く、三瓶町は独自の研修を行っておりますが、各旧町で実施されております。宇和町につきましては、今年度宇和中学校の協力を得まして、宇和中生徒の人権劇と全体会場との全体協議を実施しております。ほかの地区につきましては、大体中学校、高校との人権の授業参観とコラボレーショ

ンといひましようか一緒になりまして、そこに授業参観の後に人権のつどいを実施させていただく形が多くなっております。そこで講演者を依頼したりして、講演を聞いてあと感想を聞くというような形がやり方になっております。来年度の計画につきましては、宇和会場につきましては具体的な計画はまだ未確定でございまして、決まっております。

○竹崎委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時06分)

○竹崎委員長

再開を告げる。(再開 午前11時07分)

○山下人権啓発課長

宇和以外の支所、旧町の人権の集いの実施についてですけれども、内容につきましては、今度の人権教育協議会の各分会があるんですけれども、その中で決定をしていくという形になっております。その内容についてですけれども、今年度明浜とかにつきましては、塔和子さんのお話があったんですけれども、その話の後中学生生徒、親も交えてのワークショップを開きまして、いろいろやり方は、それぞれ工夫をされてやられているようでございます。

○竹崎委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時08分)

○竹崎委員長

再開を告げる。(再開 午前11時13分)

そのほか質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹崎委員長

以上で質疑を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第36号「令和5年度西予市一般会計予算」について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○竹崎委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時14分)

【環境衛生課】

○竹崎委員長

再開を告げる。(再開 午前11時21分)

続いて環境衛生課所管分に移ります。議案第

36号「令和5年度西予市一般会計予算」について議題といたします。

大塚環境衛生課長の説明を求めます。

○大塚環境衛生課長

議案第36号「令和5年度西予市一般会計予算」環境衛生課当委員会所管分について御説明をさせていただきます。

歳入歳出別の当初予算につきましては、皆様に配付しております環境衛生課令和5年度当初予算説明資料にまとめておりますので、この資料に基づきまして、御説明をさせていただきます。

それでは、歳入予算から御説明をさせていただきます。資料の歳入予算資料を御覧ください。

なお、各予算科目における予算書の該当ページは、資料の備考欄に記載しておりますので、あわせて御確認いただきたいと思います。

令和5年度の当課に係る歳入予算の総額は1億1558万8000円となっており、令和4年度予算と比較しまして753万6000円の増額となります。

歳入予算の内訳を科目別に説明いたしますと13款使用料及び手数料のうち、1項使用料、3目衛生使用料、1節保健衛生使用料が906万9000円、2項手数料、2目衛生手数料、1節保健衛生費と2節清掃手数料の合計が6642万2000円、15款県支出金のうち、2項県補助金、3目衛生費補助金、1節保健衛生費県補助金の合計が32万5000円、3項委託金、7目衛生費委託金、1節保健衛生費委託金が2,000円、16款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金、1節利子の合計が1万6000円、18款繰入金、2項基金繰入金の合計が1513万3000円、20款諸収入、5項雑入、4目雑入、4節衛生費雑入の合計が1462万1000円となっております。

これらの各予算の増減理由は、資料に記載しておりますとおりですが、特に説明が必要な科目について、増減理由を御説明させていただきます。

まず、13款使用料及び手数料のうち、1項使用料、3目衛生使用料、1節保健衛生使用料の中の西予市衛生センター使用料ですが、人口減少及び公共下水道の整備等により、し尿受入れ量の減少が続いていることから、過去の実績を精査し算出した結果、170万1000円の減額に、次に2項手数料、2目衛生手数料、2節清掃手数料の中の粗大ごみ処理手数料は、実績精査により71万9000円の増額に、次に15款県支出金のうち、2項県補助

金、3 目衛生費県補助金、1 節保健衛生費県補助金の中の新エネルギー関連設備等導入促進支援事業費県補助金については、歳入歳出予算で説明を行います。昨年度家庭用燃料電池及び蓄電池の補助制度を創設いたしました。実績を踏まえての予定件数とし、それに伴う県からの補助金ということで 17 万 5000 円の減額に、次に 20 款諸収入、5 項雑入、4 目雑入、4 節衛生費雑入の中の再資源化売却収入については、金属、古紙類売却価格は上昇しており、184 万 2000 円の増額としております。

また、再商品化合理化拠出金については、公共財団法人日本容器包装リサイクル協会において、原油高の影響等もあり、資源売却価格が上昇し、有償拠出金も増加傾向になっており 163 万 6000 円の増額としております。

続いて、歳出予算について御説明をさせていただきます。資料の歳出予算資料を御覧ください。

なお、こちらも各事業における予算の該当ページを備考欄に記載しておりますので、あわせて御確認ください。

当課に係る歳出予算の総額は 8 億 1396 万 9000 円となっております。令和 4 年度予算と比較して 408 万 3000 円の減額となります。

予算額の内訳を科目別に説明いたしますと、4 款衛生費、1 項保健衛生費、4 目環境衛生費では、上下水道課所管予算を除く当課分として、6578 万 1000 円となっております。令和 4 年度予算と比較しますと 5114 万 9000 円の減額となります。

各事業別予算の増減理由は、資料に記載しているとおりですが、予算が増額となった事業のうち特に説明が必要な事業につきまして、御説明をさせていただきます。

環境保全推進事業については、令和 4 年度予算では、西予市地球温暖化対策実行計画事務事業編、策定委託料及び燃料電池並びに蓄電池の県補助としていたことにより 491 万 9000 円の減額としております。また、当課内分の職員給与費として、正職員 7 名分を計上しております。

次に 4 款衛生費、1 項保健衛生費、7 目葬祭費では 2086 万 864 万円となっております。令和 4 年度予算と比較しますと 726 万 3000 円の減額となります。その中で、主な増減理由といたしましては、宇和光浄苑管理運営事業では、火葬炉整備修繕工事を完了しましたことから 220 万 1000 円の減額

としております。

続いて、野村浄香苑管理運営事業については、令和 4 年度に屋外防水及び外壁改修工事が終了しましたことから 717 万 5000 円の減額となっております。

三瓶清流苑管理運営事業については、施設の修繕計画に基づき、火葬炉の修繕など修理を実施するため 235 万 3000 円の増額となっております。

続いて、会計年度任用職員（野村浄香苑管理）野村浄香苑の会計年度任用職員の給与費としまして、会計年度任用職員 1 人分を計上しております。野村浄香苑の清掃伐採のみの作業となっており、野村産業建設課道路清掃会計年度任用職員兼務となっております。

次に、4 款衛生費、2 項清掃費、2 目塵芥処理費では 5 億 9243 万 5000 円となっております。令和 4 年度予算と比較しますと 1917 万 9000 円の増額となります。主な増額理由としましては、塵芥処理費庶務事業にて、原油高による原材料費の高騰の影響等もあり、市指定ごみ袋ごみ収集袋作成に関わる費用が増加するとともに、令和 5 年度から、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ、製品プラスチックの処理を委託することから 651 万 9000 円の増額としております。

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への製品プラスチックの処理委託に係る増額では、廃棄物処理委託事業にて、埋立てごみ処理委託料を、廃棄物収集運搬業務委託事業にて、埋立てごみ運搬業務委託料を減額としております。

続いて、廃棄物収集運搬業務委託事業については、燃料の高騰により、収集運搬にかかる費用が増加しており 327 万 1000 円の増額としております。

続きまして、宇和清掃センター管理運営事業、野村クリーンセンター管理運営事業について、令和 2 年度より処理費の処理費用の削減、リサイクルのため、バックホウをリース契約にて導入していましたが、新たに購入するため、それぞれ 538 万 5000 円、602 万 6000 円の増額としております。

続いて、城川清掃センター管理運営事業ですが、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への製品プラスチックの処理委託に伴う設備の設置、既存設備の移設などにより、331 万 5000 円の増額としております。

続いて、会計年度任用職員（宇和清掃センター）の会計年度任用職員の給与費としまして、会計年度任用職員 2 人分の給与及び手当関係を計上しております。令和 4 年度予算と比較して 38 万 9000 円増額となっております。続いて、会計年度任用職員（城川清掃センター）の会計年度任用職員の給与費としまして、会計年度任用職員 7 人分、給与及び手当関係を計上しております。令和 4 年度予算と比較しまして 86 万 2000 円の増額となっております。

続きまして、会計年度任用職員給与費（野村クリーンセンター）の会計年度任用職員の給与としていたしまして、会計年度任用職員 2 人分の給与及び手当関係を計上しております。令和 4 年度予算と比較して 22 万 6000 円の増額となっております。また、当課の職員給与費として、正職員 3 人分を給与及び手当関係を計上しております。

次に、4 款衛生費、2 項清掃費、3 目し尿処理費では 1 億 2709 万 7000 円となっており、令和 4 年度予算と比較しますと 1085 万円の減額となります。主な減額理由としましては、委託料及び整備費の再計算をし、事業費の標準化をしたところ、整備費が減額したためでございます。

最後に、13 款諸支出金、2 項基金費、1 目基金費の合計は 1 万 6000 円となっております。基金事業の目的についての説明は省略させていただきますが、予算は基金利子による積立金となります。

以上で歳入歳出予算の御説明をさせていただきました。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○竹崎委員長

大塚課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○二宮委員

ちょっと聞き逃したのかもしれませんが、102 ページの田園ロマンの里づくり推進事業 216 万 8000 円ですが、115 万の減額になってますけれども、事業自体の内容、もう 1 回教えてください。

○大塚環境衛生課長

田園ロマンの里づくり推進事業でございますが、これにつきましては石城小学校の授業とかをやってるんですが、それに伴いまして、周南市のほうに石城小学校の児童を連れて見学に行く予定にし

ておったんですが、今年はちょっとコロナの関係でいろんな交流を考えておったんですが、行けなかったということで、周南市のほうにその分が主な減額理由という形になります。

○二宮委員

今年度行けなかった、来年度出来ないということですね。

○大塚環境衛生課長

詳細につきましては、武内補佐が御説明いたします。

○武内課長補佐

今ほどの田園ロマンの里づくり関係の減額の理由について説明いたします。昨年度の予算に比べまして令和 5 年度の要求予算につきましては、職員の普通旅費については、一旦計上をしておったんですけれども、査定の中で 1 度減額というような形となり、講師謝金につきましても事業精査をした関係で調整し、その分の減額がございました。普通旅費につきましてはまた内部で年度内の執行の中で調整しながら、できるものについてはまた運用していきたいというようなことで考えております。

○二宮委員

ありがとうございます。そしたら周南市との交流については規模は変わらないということでしょうか。

○武内課長補佐

今ほどの質問についてお答えいたします。周南市との交流事業につきましては同じような形で予算を要求しております、ここ数年間、コロナの関係で実施出来ておりませんので、5 年度につきましてはぜひ実施したいと考えております。

○竹崎委員長

そのほか質疑はありませんか。

○中村委員

犬（ねこ）愛護事業 81 万 2000 円の中身についてお尋ねいたします。

○大塚環境衛生課長

犬（ねこ）愛護事業につきましては犬のほうの注射を毎年いきよるんですけども、その関係が主なものです。後は、そういった捕獲犬のえさとか、そういった形で使っております。

○中村委員

地域猫の避妊についてはこの中に入っていないという理解でよろしいですか。

○大塚環境衛生課長

避妊については、令和5年度につきましてはございます。入っております。避妊の補助金の関係ですよね。81万1000円は入っております。

○大塚環境衛生課長

詳細の方は、武内補佐から説明をさせていただきます。

○武内課長補佐

避妊去勢手術の予算につきましてお答えいたします。令和4年度避妊去勢手術にかかる補助金につきましては33万予算計上させてもらっていましたが、令和5年度につきましては規模、件数を縮小しまして、19万円を予算計上させてもらっております。

○中村委員

宇都宮久見子議員が以前、地域猫の件で一般質問をされていまして、結構、各地域で三瓶でもありましたけれども、地域猫が増えて困っているというような、市民からの苦情が届いていました。これについては予算も増額していただきたいんだけどくらいに思っていました、県からの助成が減って減額となった。減額となった根拠というか理由についてお聞かせいただいたらと思います。

○大塚環境衛生課長

減額になった理由につきまして正確には、なくなりました。その詳細につきまして、また武内補佐から説明をお願いしたいと思います。

○武内課長補佐

減額理由についてお答えいたします。以前にも増して、要望につきましては非常に多いのですが、実際の犬、猫の送致件数を見ますと70数件から、現在29件に現在減っている状況でございます。その辺りを含めまして、事業予算を計上させていただいたときに、財政課との協議の中で、時限的なものとか、その経過の状況によってということも踏まえまして、査定を受けておりましたので、一応今年度を最終年度にして、一応こういう約束ではあるんですが、この状況がまた引き続き続くようであれば、また来年度も要求していきたいとは思っておりますけど、現在の状況の中ではこのような査定の中で、こういう金額19万というような形で実施することになった次第でございます。

○中村委員

申請件数が72から29に減ったということで、

違いましたか。今の説明で、市民から申請を受けて補助率が幾らで実際に全部自腹であるとする、1匹につき3万円ぐらい避妊、去勢にかかるみたいな話も聞きましたけど、幾らぐらいの助成があって、それが申請何件あってという対応になっているのかちょっとお尋ねしたい。

○武内課長補佐

今の件につきましてお答えいたします。今年度につきましては、申込みのほうが多数ありまして7月末には件数が上限に達しております。実績頭数といたしましては、飼い猫の雄が6匹、飼い猫の雌が15匹、飼い主のいない雄猫が14匹、飼い主のいない雌猫が29匹、合計で64件の補助をさせていただいております。飼い猫の雄及び雌につきましては、1頭当たり2,000円の補助、飼い主のいない雄猫に4,000円、飼い主のいない雌猫に8,000円の補助とさせていただいております。先ほど言われたように、実際かかる費用といたしましては、雄猫の去勢施設は大体1万円から1万5000円、それで雌猫につきましては、2万円から2万4800円の費用がかかっておりまして、この助成につきましては、一部の助成というような形にはなっております。これが現在の実績でございます。先ほど申しました件数は、送致件数、どうしても飼えない猫を動物愛護センターに送致したそういった捨て猫を送致して、愛護センターに届けた件数が70件から29件に、今年度減っておるとこのような状況でございます。

○二宮委員

106ページの衛生費の塵芥処理費の中の宇和清掃センター管理運営事業以下、野村クリーンセンター、城川清掃センターのところでプラスチックの容器の委託先のことで、何か新たにしているので、この増額になってるという説明だと思うんですけども、一時的というか今年度だけ増えて来年度以降は増えないということで理解していいんでしょうか。

○大塚環境衛生課長

宇和清掃センター管理運営事業と野村クリーンセンター管理運営事業は、バックホウを購入することによって増額しております。先ほど言われました城川の部分は確かに製品プラスチックを来年度、令和5年度から容り協のほうに出すということで、そのための機器の設備移動とか、そういったものを増額しております。

○竹崎委員長

そのほか質疑はありませんか。

○宇都宮委員

先ほど中村委員からも質問があったかと思うんですけど、犬猫の関係はこれ、かなり私もどうなのかなというところあります。が、ちょっと、これ予算のことですのでこれからも引き続き私は言っていきたいと思うんですけども、県のほうにも、市からこれだけ市民の方が要望してるよっていうことを挙げていただいたらと思うんですけども、その中でこれ、例えばなんですけど、今回は予算が減ってしまいましたけど、犬猫のことで予算がかからない、猫に関してもそうですけど、予算がかからなくてできること例えばなんですけど、市民の方に言われたのは、迷い犬というか、犬捕まえたときにやっぱペットは家族なんで、放送でも、宇和町で見つかったなら宇和町の放送でもこういうのがこの辺で捕まりましたよとかっていうことを放送してもらったらどうやらかとかっていう、それぐらいのことやったらしてもらってもどうかなと思うんですけど、いかがなものでしょうか。

○大塚環境衛生課長

放送につきましては防災無線ということで、基本は危機管理課のほうと情報推進室とか、そういったところといろいろ関わってるもんですから、放送できると今この場ではちょっと申し上げにくいんですけども。

○宇都宮委員

こういうことを言うと怒られる方もいらっしゃるかもしれないですけど、人探しのことは放送するけど、犬はしませんよっていうのは、犬も家族と思って飼ってるのかっていうか、もう家族の一員なので、やっぱりその辺り放送に限らず、ホームページにしる、やっぱり1人1匹というか、家族でも救えるような方法をとっていただいたらと思います。再度引き続き、県には今回の避妊の依頼が市内ではあるっていうことはやっぱり伝えていっていただきたいと思います。よろしく願いします。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

御意見のほうありがとうございました。犬については、送致期間という期間がありますので、なかなか皆さんにお知らせする手段というのは、限られてきょうかなと思っております。現在につい

ては、ホームページで情報提供をしておるという状況ではございますけれども、先ほど課長答弁しました防災行政無線につきましては、運用ルール等もございますので、情報推進課のほうとの協議課題とさせていただいたと思います。

○竹崎委員長

そのほか質疑はありませんか。

○森川委員

106 ページの廃棄物処理委託事業の削減する方法、考えてもらったと思います。

三好係長から御説明をさせていただきます。

○三好環境衛生課係長

令和5年度からも、やはり先ほど課長からの話もありましたとおり、埋立てごみ処理をしております製品プラスチックを日本容器包装リサイクル協会に引き渡すことにより、こちらのほうも予算削減に寄与するという形で考えております。また、来年度導入予定のバックホウを宇和清掃センター、野村クリーンセンターに導入予定なのですが、こちらに関しましても、廃棄物の容量削減、圧縮、こういったものに用いるということで、それに関しても処理費用の削減に至るものと考えております。また、そのほかにも事業者から、こういった処理費用の削減方法があるとの御相談も幾つかはいただいておりますのでそちらのほうも検討しながら、より処理費用を削減できるよう検討していきたいと考えております。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

今ほど担当から処理方式と工夫ということで御説明をさせていただきましたが、今行政のほうで取り組めるべき内容のものでございますけれども、各御家庭でも、例えば生ごみを出すときも水分がかなり含んでおりますと、処理にも経費がかかっておりますので、家庭内で出す際には水気を十分絞っていただくことで処理費の削減は図れるものかと思っておりますので、ぜひとも御協力いただけましたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○竹崎委員長

そのほか質疑はありませんか。

○中村委員

目的基金の中で、歳入の分です。繰入金でゼロ、前年対比で、もう完全にゼロになっていて、その分マイナスになっている。これ繰入金でゼロになっている理由を聞かせいただきたい。

○大塚環境衛生課長

まず繰入金の中で子育て教育基金の繰入金ですが、これは教育総務課が所管されておりますので、令和5年度についてはほかの教育関係で繰入れを行いたいということで、子ども教育振興基金についてはいただいていた、そういうことで令和5年度についてはいただけなかった。あと、公共施設整備基金繰入金でございますが、これは先ほどちょっと御説明しました野村浄香苑の屋外防水と外壁の工事の財政課からいただいた分でございます。だから今年はまだ工事が完了しておりますので、ないということでございます。以上でございます。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

補足をさせていただきます。2つの基金繰入金につきましましては、歳出で充当する関係がございまして、こここのところに歳入に計上いたしておりますけれども、子ども子育てにつきましましては、広く子どもの教育事業について、市全体の各種事業に充てることになっております。今回、前回は田園ロマンの里の学習事業に充てるということで令和4年度計上しておりましたが、ないということでございますし、公共施設につきましましては、前回は野村浄香苑の施設ということで、新年度においては財政課が、ほかの公共施設の事業に基金を繰り入れるということになっておりますので、今回の資料の中ではゼロということにいたしております。

○竹崎委員長

そのほか質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹崎委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第36号「令和5年度西予市一般会計予算」について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○竹崎委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前11時57分）

【健康づくり推進課】

○竹崎委員長

再開を告げる。（再開 午後1時00分）

所管を健康づくり推進課のほうに移ります。議

案第36号「令和5年度西予市一般会計予算」について議題といたします。

大野本健康づくり推進課長の説明を求めます。

○大野本健康づくり推進課長

それでは議案第36号「令和5年度西予市一般会計予算」のうち、健康づくり推進課所管分について、予算書に基づき御説明申し上げます。

まず初めに歳出について御説明申し上げます。事前に説明資料を配信しておりますので、そちらのほうもあわせて御確認いただけたらと思います。詳細の説明は、主立った事業のみとさせていただきますので、御了承いただきたいと思います。

それでは予算書98、99ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費のうち、当課に係る予算額は1079万3000円で、職員給与費を除く5つの事業を所管しております。保健衛生総務費の前年度当初予算に対しまして、今年度は443万6000円の減額となっております。減額の主な理由につきましては、利用者の減少、車両の老朽化などに伴って温泉巡回バス事業を廃止したことによるものでございます。なお、職員給与費については説明を省略させていただきます。

続きまして101ページをお開きください。

2目予防費におきましては1億5379万円を計上いたしました。前年度比1億3117万3000円の減額となっております。大きな要因としましては新型コロナウイルスワクチン接種に係るものであります。まず予防接種事業であります。1億310万6000円を計上しており、前年度と比較しまして1億2557万円の減額となっております。先ほども申しましたが、減額の最も大きな要因としましては、新年度における新型コロナウイルスワクチンの接種について、国の方針が明確に示されていないため予算を計上していないことによるものでございます。このことにつきましては、近日中に通知される見込みでありまして、詳細が分かり次第、予算計上なども含め、早急に対応していきたいと考えております。また、定期予防接種、任意予防接種につきましましては、前年度比1270万4000円の減額となっておりますが、ここ数年の実績に基づいてより精査を細かくしまして、現状に即した予算としております。令和4年度からヒトパピローマウイルスワクチン、いわゆる子宮頸がんワクチンですけれども、接種の積極的勧奨が

再開されまして、また、令和元年度から実施されております風疹抗体検査及び予防接種もさらに令和4年度から3年間延長されておるところでございます。

次にがん検診等事業ですけれども、4754万6000円を計上しており、前年度比349万1000円の減額となっております。これにつきましても、ここ数年の検診実績を勘案し、精査をしまして計上をいたしております。ここ数年コロナの影響や受診の申込み方法の変更などもありまして、受診率が低下しておりますので、令和5年度においては、積極的な受診勧奨を行って、少しでも受診率が上がるよう努めてまいりたいと思います。

次に、健康づくり推進事業であります。313万8000円を計上しております。事業内容としましては、特定健康診査やがん検診に含まれない健康診査、また、健康相談、健康教育、訪問指導等にかかる費用を計上しております。また、令和元年度から健幸ポイント制を導入し、市民に健康づくりへの関心を高める取組を進めておりますが、この事業において、景品等の予算を計上しております。5年目の取組となりますが、参加申込みの様子や申込者の行動変容などを見ながら、内容を見直して、さらに効果が上がるように取り組んでいきたいと考えております。

次に104ページをお開きください。

5目精神衛生費でありますけれども、精神保健事業としまして82万6000円を計上しております。令和5年度も県補助事業であります地域自殺対策強化事業補助金を有効に活用しまして、西予市自殺対策計画に基づき、心の悩み相談やゲートキーパー研修、また各学校におけますSOSの出し方に関する教育等を実施してまいります。また令和5年度は、自殺対策計画の見直しの年となっておりますので、これまで実施した事業を振り返りながら、二次計画の策定に取り組んでまいります。

次に6目母子衛生費であります。母子保健事業4086万1000円を計上しており、昨年度比2774万9000円の増額となりました。増額の要因としましては、本年2月から開始いたしました出産子育て応援給付金事業の実施によるものであります。母子保健事業の内訳としましては、妊産婦健診事業、母子保健訪問指導事業、母子相談教育事業、乳幼児健診事業と、また産後ケア事業及び先ほど申しました出産子育て応援給付金事業であ

ります。妊娠届出や出生数の減少に少しでも歯止めをかけるために、今後、不妊治療に関する支援についても検討する予定としております。

次に、歳入に移りたいと思いますが、タブレット端末に説明資料を事前に配信させていただいておりますので、お開きいただきたいと思います。

歳入合計1984万6000円を計上しております。前年度比としましては1億394万3000円の減額となっております。この減額の大きな要因としましては、歳出で説明したとおり新型コロナウイルスワクチン接種に関する国庫負担金、国庫補助金の減額によるものでございます。歳入につきましては、詳細の説明を割愛させていただきますので、御了承いただいて、説明資料のお目通しをいただけたらと思います。

以上、議案第36号「令和5年度西予市一般会計予算」健康づくり推進課所管分の説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○竹崎委員長

大野本課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森川委員

101ページのがん検診事業ですが、大体何名の方が受診されますか。

○大野本健康づくり推進課長

がん検診の受診者数なんですけれども、がん検診、御存じのとおり、主に胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診と5つありまして、当然これ、男性、女性が受けるもの、女性だけが受けるものということでそれぞれ人数が異なっておりますが、がん検診ごとに数字を報告させていただきます。これは令和4年度の12月末現在の数字でございます。胃がん検診ですが、受診者数が1,233人、それから肺がん検診ですけれども、こちらCR検診というのについて2,139人、CT検診が691人、大腸がん検診につきましては2,871人、それと子宮がん検診はこれ女性だけになりますけれども、1,440人、乳がん検診につきましては、これも女性にのみとなりますが1,837人、以上が令和4年度12月末現在の受診者数であります。

○竹崎委員長

そのほか質疑はありませんか。

○二宮委員

特定健診ですけれども、今年度通知の仕方が変わったという、以前説明があって、多少減ったんでしょうかね。来年度以降はどのような方式で、ここんと会場を変えたりいろいろな形態が変わってきていると思うんですけれども、やっぱり1人でも多く参加してもらおうということが大前提なんで、令和5年度はどういうやり方なのかちょっと分かっている範囲でお願いしたいと思います。

○大野本健康づくり推進課長

受診申込みの方法なんですけれども、昨年から全戸配布というのをやめまして、広報等の周知をしまして、おのおのが電話それからウェブ等で申し込むというやり方しております。今年もその方法は変えてはおりません。ただ周知不足の面もありましたし、ちょっと分かりにくかったというところもありますので、既にお送りはしておるんですけれども、パンフレットをより分かりやすいものに切替えまして、広報で今周知は一旦終わっているところです。昨年から方法を変えましたので、大分市民の皆様の理解も深まってきているのかなという感覚はありますけれども、また今月の広報にがん検診を受けてくださいというような広報もしておりますし、昨年よりも積極的に周知を行っていきたいと考えております。以上答弁とさせていただきます。

○竹崎委員長

そのほか質疑はありませんか。

○酒井副委員長

非常にいろいろ特化した形でやっとなんですけれど、男性の前立腺がんっていうのが結構あるんですが、これの検診っていうのは設けられておらないんですか。

○大野本健康づくり推進課長

前立腺がんの検診についても行っておりまして、対象が50歳以上の男性ということで、これについて令和4年度の受診者数が1,009人ということになっております。

○竹崎委員長

そのほか質疑はありませんか。

○二宮委員

妊娠、出産について、里帰り出産いうんですかね、ああいう人もたくさんなんかおるよう聞いてるんですけれども、そういう人たちは、市の中で

そういう事業の中に参加できるというのはあるんでしょうか。

○大野本健康づくり推進課長

基本的に里帰りをされた方、例えば西予市がふるさとでこちらに帰られたという場合については、こちらの医療機関を当然受入れられるわけなんですけれども、いろいろ出産までに健診を受けられると思いますが、その健診については、あくまでも住民票がある自治体のほうが費用を負担するというようなことになっておりますので、例えばこちらで一旦全額支払っていたということになると、帰られてから請求をされて、後で返ってくるというような形になってくようかと思えます。ただ、心配事があったときに、保健師に何か相談がしたいとか、そういったことがあった場合は、こちらで対応することももちろんありますし、出産後も保健師のほうが訪問したりということはしております。

○竹崎委員長

そのほか質疑はありませんか。

○酒井副委員長

今年西予市は少子化対策元年という形で打ち上げてるんですが、健康づくり推進課の中にそれにそぐうような予算っていうのは、どこどこなんですか。特化してちょっと説明していただけたらと思います。

○大野本健康づくり推進課長

今の御質問ですけれども、全国的な話ですが2月から始まりました出産子育て応援給付金、出産するまで妊娠届出があったときの5万円と、それから、出産してからの5万円、計10万円っていうのは全国的にあることなんですけれども、今のところ、まだ実際にこの予算の中には計上してないんですけれども、先ほど説明させていただいたように不妊治療を、今保険適用になっとなんですけれども、その自己負担分について助成をするというような事業を今検討中であります。その費用については、県が固まり次第、もしかすると補正で計上するようになるかもしれませんし、もしくは令和6年度からということにはなるかもしれませんが、今後不妊治療助成事業について計上していくような形を予定しております。

○酒井副委員長

県の予算に不妊のやつがあるんで、その分は県のほうからおりてくるのかなというような解釈を

しておるんですが、それでよろしいですか。

○大野本健康づくり推進課長

先ほどの不妊治療のことをもう少し詳しく説明申し上げますと、保険適用になる不妊治療と適用にならないものがあるんですが、適用になるものについて市のほうで独自の助成事業を立ち上げる予定です。保険適用外の部分について県の補助事業を活用できると思っておりますのでそれを合わせた形で、これから事業を組立てていく予定としております。ですので、県の交付金も活用をする予定です。

○竹崎委員長

そのほか質疑はありませんか。

○宇都宮委員

予防接種事業の中で、風疹対策、抗体検査、予防接種が 31 年から 3 カ年で、令和 4 年から 3 年間延長になったということなんですけれども、大体、年間どれぐらいの方が、子どもは別として大人の方で、どれぐらいいらっしゃるんですか。

○大野本健康づくり推進課長

今の御質問ですが、令和元年から始まっておりまして対象が、風しんの抗体を持っていないとされている昭和 37 年から昭和 54 年の男性が対象になっております。その方々にクーポン券をお送りして、受けていただいているんですが、令和元年それから 2 年の受診者が約 1,100 人ほどおられます。そこはちょっと最初だったので受診者数がおられるんですが、令和 3 年、4 年になりますとぐっと下がって、令和 3 年においては 151 人、令和 4 年で 170 人ということでだんだん関心も薄くなってきているのかなというところがありますので、令和 5 年度につきましても、またはがきのほうで受診の勧奨をしていきたいなと思っているところです。

○宇都宮委員

私もちょっと勉強不足ながら、最近、風疹、男性がかかるとしたら、妊娠したときにみたいなのをたまたま知ったんですけど、そういうの啓発というか多分知らない、知つとれるのが当然なんかもしれないんですけど、あんまりそこまで大変なことで考えてない方もおれたらいいかので、啓発をお願い出来たらと思います。

○大野本健康づくり推進課長

おっしゃるとおり妊娠中の女性が風疹にかかる
と赤ちゃんが死ぬ場合があるということが言われ

ている風疹ですので、こちらのほうの広報等の周知、それから、まだ受けてない方への受診勧奨等、積極的に行っていきたいと思っております。

○竹崎委員長

そのほか質疑はありませんか。

○二宮委員

食育事業について、予算 42 万 9000 ぐらいなんですけれども、どういう事業を今、栄養食育班と地産地消推進班による活動を軸にというふうな説明書きがあるんですけれども、どういう事業をしているのかちょっと教えてください。

○大野本健康づくり推進課長

食育事業につきましては西予市の食育推進計画というものを策定しておりまして、それに基づいて先ほど言われた二つの班で協議を行いながら、いろいろな事業を進めていくこととしております。聞かれたことがあるかもしれませんが「適塩、適糖、しっかり野菜」といったような栄養面での教育食育を行ったりしております。それにつきましては保育所とか、小さいときからそういうことを理解できるような形で栄養士が保育所に随時行きまして、毎年繰り返し食育をしているということもありますし、また高校にも出向いて、子ども達と一緒に郷土料理をつくったり、それからこの飲物にはこれだけ糖分があるんだよといったような教育をして、生活習慣病にかからないような取組をしたりしております。今紹介したのは、一部ですけれども、そういったような様々な食に関する教育について積極的に行っているところです。以上答弁とさせていただきます。

○二宮委員

そういう事業を積極的な事業が 42 万 9000 円までできるんでしょうかね。

○大野本健康づくり推進課長

今の質問ですが確かにちっちゃな予算ではあるんですけれども、あと別の部門で介護の部門から予算をとってきたりとか、そういったこともしておりますので、ここはあくまでも市単独として組んでいる経費だけなんですけれども、うまいことその補助にかかるようなものも取り入れながら次へ進めておりますので、もう少し予算はかかってはいます。ただそんなにどさっと予算を大分使うような事業ではちょっとないので、細々といいですか、予算的にはそういった形でやっているところです。

○竹崎委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹崎委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 36 号「令和 5 年度西予市一般会計予算」について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○竹崎委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 1 時 25 分）

【市民課】

○竹崎委員長

再開を告げる。（再開 午後 1 時 30 分）

続いて、市民課所管分を議題といたします。

議案第 17 号「西予市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

谷口市民課長の説明を求めます。

○谷口市民課長

それでは、議案第 17 号「西予市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」説明申し上げます。

今回の改正は、健康保険施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の支給額が引上げられるため、本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、出産育児一時金の基本額を 48 万 8000 円に引き上げることにより、産科医療補償制度の加算対象となる出産に係る出産育児一時金の支給額を 50 万円とするものでございます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○竹崎委員長

谷口課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○酒井副委員長

第 8 条の第 1 項中、40 万 8000 円から 48 万 8000 円に変えるとなっておりますが、50 万というのは、プラスするということですか。

○谷口市民課長

このたび、出産育児金が 40 万 8000 円から 48 万 8000 円に上がりまして、それに加えて加算額、産科医療補償制度の加算金なのですが、それが 1 万 2000 円、それを合計して 50 万になるということでございます。

○酒井副委員長

1 万 2000 円というのは市の補填になるんですか。それとも国保会計からの追加ですか、どちらなんですか、財源的に。

○谷口市民課長

国保の被保険者の中で出産される方への出産一時金の分ですので、国保会計からの分になります。

○酒井副委員長

ほかの健康保険だとか、いろいろあるんですが、共済保険だとか、それもこれに準じて対応するという解釈でよろしいですか。

○谷口市民課長

この加算額の 1 万 2000 円という分は、産科医療補償制度というものに加入している産科医療機関が掛金として払うものなので、ほかの保険機関も該当するんですが、この出産等、基本的な出産育児一時金の 48 万 8000 円については国保だけのものになります。

○竹崎委員長

そのほかありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹崎委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 17 号「西予市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○竹崎委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 1 時 35 分）

○竹崎委員長

再開を告げる。（再開 午後 1 時 38 分）

続きまして、議案第 18 号「西予市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

谷口課長の説明を求めます。

○谷口市民課長

それでは、議案第 18 号「西予市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について」説明申し上げます。

今回の改正は、安定的な医療提供体制の確保を目的として、医師の雇用形態の充実を図るため、本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、診療所長となる医師の雇用形態に会計年度任用職員を追加し、診療日数等に応じた雇用ができるよう充実を図るものでございます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○竹崎委員長

谷口課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 1 時 39 分）

○竹崎委員長

再開を告げる。（再開 午後 1 時 41 分）

○酒井副委員長

会計任用職員にした理由ってのが、現実にあったかどうかを確認いたします。会計任用職員の人件費を減らすという方向で会計任用職員を多くしないということを聞いてるんですけど、どうして会計任用職員になったのかをお聞きいたします。

○竹崎委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 1 時 41 分）

○竹崎委員長

再開を告げる。（再開 午後 1 時 42 分）

○谷口課長

今ほどの御質問でございますが、現在西予市の医師は 65 歳が定年制となっています。3 年を超えない範囲で延長ができるというところではございますが、それらも鑑みまして、今後の医師不足に対してと働き方改革の面で、より広く診療所で働く医師の確保の面で、今回、会計年度任用職員ということを制度に加えることにいたしました。

○竹崎委員長

そのほか質疑はありませんか。

○中村委員

会計年度任用職員を希望されて残られるといたしますか、勤務を続けられる医師の方の待遇ということについてはどのようになっていますでしょうか。

○竹崎委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 1 時 43 分）

○竹崎委員長

再開を告げる。（再開 午後 1 時 44 分）

○谷口課長

今ほどの御質問でございますが、雇用の形態といたしましては、二及診療所に水曜日と金曜日の週 2 回、8 時半から 5 時まで、そして、周木診療所のほうに火曜日と木曜日の週 2 日で 8 時半から 15 時までの勤務ということになります。

また給与のほうですが、今回会計年度任用職員に変わること、支給合計といたしましては 1419 万 8000 円ということで、元の正規から約 550 万ほど減額という形になっております。また、勤勉手当等が現在支給されるものが、会計年度任用職員になりましてこの部分は支給されなくなる、そして管理職手当のほうも今回支給されないという形になります。

以上でございます。

○竹崎委員長

そのほか質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹崎委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 18 号「西予市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○竹崎委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

続けて説明申し上げます。

議案第 36 号「令和 5 年度西予市一般会計予算」、議案書第 38 号「令和 5 年度西予市国民健康保険特別会計予算」、続いて議案第 39 号「令和 5 年度西予市後期高齢者医療特別会計予算」3 案ともに一括説明をお願いいたします。

谷口課長の説明を求めます。

○谷口市民課長

それでは、議案第 36 号「令和 5 年度西予市一般会計予算」の市民課所管分につきまして、予算書に基づき説明申し上げます。

一般会計予算書の 66 ページから 67 ページを御

覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書で説明させていただきます。まず、歳出から説明いたします。

2 款総務費、3 項戸籍住民基本台帳費、1 目戸籍住民基本台帳費、本年度予算額 8390 万円を予算計上いたしました。前年度より 9006 万 1000 円の減額となっております。主な減額理由といたしまして、マイナンバーカード交付事業の県実施の普及事業が終了したことによる県への負担金なくなったこと、会計年度任用職員給与費において、各支所任用職員分を各支所で計上となったことによる減額でございます。事業の内訳といたしまして、住民基本台帳等庶務事業 50 万円、戸籍事業 157 万 6000 円、旅券事業 16 万 4000 円、マイナンバーカード交付事業 139 万 5000 円、会計年度任用職員給与費（マイナンバーカード交付事業）分 247 万 7000 円、会計年度任用職員給与費（住民基本台帳等庶務事業）分 571 万 4000 円の 6 事業になります。

マイナンバーカード交付事業につきましては、カードと電子証明書の交付に加え、カード普及の広報や申請環境の充実、また、保険証利用のひもづけ等マイナポイント取得に係る申込み手続のサポートも行っておりまいた。令和 3 年度の交付率は 53.86% でございましたが、令和 4 年度においては、各種マイナポイント事業や学校、職域、グループへの出張申請を展開し、令和 5 年 2 月末では交付率が 73.43%、申請率では 84.25% に増加いたしました。令和 5 年度も引き続き広報の強化や窓口等における手続の丁寧な説明支援に努め、交付率の向上に取り組んでまいります。

続きまして、78 ページを御覧ください。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、本年度予算額 5 億 1255 万 3000 円のうち、市民課所管分は、79 ページ、27 節繰出金、国民健康保険特別会計事業勘定繰出事業で 3 億 6568 万 8000 円を計上いたしました。昨年度より 5045 万 8000 円の減額でございます。主な理由といたしまして、職員給与費等繰入金及び財政安定化事業繰入金の減額によるものでございます。この繰入金につきましては、後ほど国民健康保険特別会計事業勘定で説明いたします。

続きまして、85 ページを御覧ください。

国民年金事務費、本年度予算額 1135 万円を予算計上いたしました。昨年度より 216 万 4000 円

の増額でございます。主な理由としまして、組織再編に伴う職員給与費の増額によるものでございます。

続きまして、87 ページを御覧ください。

3 款民生費、1 項社会福祉費、9 目後期高齢者医療費、本年度予算額 9 億 564 万 7000 円を予算計上いたしました。昨年度より 275 万 5000 円の減額でございます。内訳としまして、後期高齢者医療事業 6 億 3346 万 3000 円で、昨年度より 220 万円の減額となります。主な理由としまして、令和 4 年度実績見込み等により、広域連合から示された負担金の減額によるものでございます。

後期高齢者医療特別会計繰出事業 2 億 7218 万 4000 円で、昨年度より 55 万 5000 円の減額となります。この繰出事業につきましては、後ほど、後期高齢者医療特別会計で説明申し上げます。

続きまして、98 ページを御覧ください。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費、本年度予算額 3 億 9202 万 1000 円のうち、市民課所管分は 100 ページの 27 節繰出金、診療所勘定繰出事業で 5913 万 5000 円を計上いたしました。前年度より 1154 万 7000 円の減額でございます。主な理由といたしまして、二及・周木診療所の医師の雇用形態の変更に伴う人件費の減少、診療日見直しに伴う医薬材料費の減少等に伴い、一般会計からの繰出金が減少しているものでございます。この繰入金につきましても診療施設勘定会計予算で説明いたします。

次に、事前に配信させていただきました令和 5 年度当初予算補足資料市民課分の 1 ページを御覧ください。

令和 5 年度当初予算歳入充当一覧表でございます。左から歳入、予算書ページ、款項目節説明、金額、充当先事務事業、金額、備考となっております。歳入につきましては、こちらの一覧表をお目通し願います。

以上で、議案第 36 号「令和 5 年度西予市一般会計予算」の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 38 号「令和 5 年度西予市国民健康保険特別会計予算」につきまして、予算書及び補足資料に基づき説明申し上げます。

お手元に配信しております令和 5 年度当初予算補足資料の 3 ページ、令和 5 年度西予市国民健康保険特別会計事業勘定当初予算総括表を御覧ください。特別会計予算書は 11 ページからになります。

す。歳出から補足資料の3ページの右ページをもとに説明させていただきます。資料は左から通し番号、歳出科目、歳出概要、令和5年度予算額、令和4年度予算額、比較、前年比の順に記載しております。

まず初めに、通し番号1番総務費です。国民健康保険事業に係る人件費、事務費等となります。6855万円を計上いたしました。前年度より4374万8000円の減額となっております。減額の主な理由は国保事務の標準化、広域化等を目的に令和4年度に導入しました市町村事務処理標準システムのクラウド環境構築費、自庁システム改修費の減額と全体的な事務費、人件費の削減によるものでございます。

予算書は26ページから28ページ、1款総務費、1項総務管理費から4項趣旨普及費までになります。

次に、資料の2番から18番の保険給付費です。一般被保険者、退職被保険者等、その他の給付となります。36億8349万2000円を計上いたしました。前年度より525万8000円の減額でございます。減額の主な理由は、一般被保険者高額療養費の減少によるものでございます。各科目、前年度の実績等から推計し、予算計上しております。

予算書は28ページから31ページ、2款保険給付費、1項療養諸費から6項傷病手当費までになります。

次に、19番から24番の国民健康保険事業納付金です。11億3983万3000円を計上いたしました。国保制度改正による広域化に伴い、市町が支払う保険給付費の一部を県が市町に交付するための財源として、県が市町から徴収するものでございます。県は、市町が提出する各種データから、全体の保険給付費の見込みを立て、所得水準や医療費水準を考慮した上で、市町ごとに納付金として必要な額を決定しております。

予算書は32ページから33ページ、3款国民健康保険事業納付金、1項医療給付費分から3項介護納付金分になります。

次に、25番保健事業費の医療費通知費、医療費適正化費です。645万2000円を計上いたしました。医療費通知の郵便料、医療費適正化に係るレセプト点検の医療審査等委託料等となっております。令和5年度におきましても、保険証更新時にジェネリック医薬品希望シールを配布し、普及啓

発を図ることとしております。

予算書は33ページから34ページ、5款保健事業費、1項保健事業費、2目医療費通知費、3目医療費適正化費になります。

次に、26番特定健康診査等事業費です。3950万9000円を計上いたしました。前年度より247万2000円の増額でございます。特定健診及び特定保健指導に係る経費となります。

予算書は34ページの2項特定健康診査等事業費になります。

次に、27番の共同事業拠出金です。1,000円を計上いたしました。退職者医療共同事業拠出金規則により、年金受給権者一覧表に係る経費となっております。

予算書は33ページの4款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、5目共同事業拠出金になります。

次に、28番直診勘定繰出金です。499万2000円を計上いたしました。僻地直営診療所土居診療所の運営費に係る財政支援として、特別調整交付金で交付されるものでございます。

予算書は36ページの7款諸支出金、2項繰出金になります。

次に、30番基金積立金です。6万9000円を計上いたしました。財政調整基金の利子等について積立てを行うものです。

予算書は35ページの6款基金積立金、1項基金積立金になります。

次に、31番償還金及び還付加算金です。310万円を計上いたしました。交付金の精算に伴う超過交付分の返還、資格異動等に伴う国保税の還付を行うものでございます。

予算書は35ページの7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金になります。

次に、32番予備費です。200万円を計上いたしました。

予算書は36ページの8款予備費、1項予備費になります。歳出合計は49億4799万8000円で、前年度より6087万6000円の減額となります。

次に、歳入の説明をいたします。

補足資料3ページの左ページ側を御覧ください。予算書は21ページからになります。

まず初めに、通し番号1番から3番の保険税です。一般被保険者7億2793万1000円、退職被保険者等60万円、合計で7億2853万1000円を計上いたしました。前年度より2263万8000円の減

額でございます。保険税の算定につきましては、10 月末の調定をもとに、被保険者数及び収納率等を考慮して算出しております。

予算書は 21 ページ、1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税になります。

次に、8 番から 13 番の県支出金です。国保制度改正による広域化に伴い県より交付されるもので、37 億 3884 万 6000 円を予算計上いたしました。普通交付金と特別交付金でございます。

予算書は 22 ページ、5 款県支出金、2 項県補助金、4 目保険給付費等交付金になります。

次に、14 番から 20 番の一般会計繰入金です。3 億 6568 万 8000 円を計上いたしました。前年度より 5045 万 8000 円の減額でございます。主な内容としまして、14 番保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）は 1 億 7675 万 2000 円を計上いたしました。前年度より 190 万 1000 円の減額でございます。

15 番保険基盤安定繰入金（保険者支援分）9128 万 2000 円を計上いたしました。前年度より 1476 万 6000 円の増額でございます。一般会計で国と県の負担分を受入れ、市の負担分を含めた金額を国保特別会計に繰入れます。そのほかに、職員給与等繰入金、財政安定化事業繰入金、その他一般会計繰入金、健康総合対策事業分、未就学児均等割保険料繰入金を一般会計から繰り入れることとしております。

予算書は 23 ページ、7 款繰入金、1 項他会計繰入金になります。

次に、21 番財政調整基金繰入金です。1 億 908 万 7000 円を計上いたしました。被保険者数の減少に伴う税収の減少、一般会計繰入金等の減少等を補い、国保財政の安定運営、税率の引上げ緩和を目的として基金を活用するものでございます。

予算書は 23 ページ、7 款繰入金、2 項基金繰入金になります。

歳入予算合計は 49 億 4799 万 8000 円で、前年度より 6087 万 6000 円の減額となります。当市の国民健康保険は、令和 3 年度決算においては剰余金が発生し、財政調整基金残高は 5 億円を超える状況となっており、平成 30 年度に実施した国保税率改正以降は、比較的安定した財政状況で推移してきました。

しかし一方で、被保険者数の減少に伴う税収の減少が続いており、高齢化の進行や医療技術の高

度化などに伴う保険給付費等の増加も予想されております。

今後においても、財政調整基金を運用しながら健全な運営に努めてまいります。

続きまして、診療施設勘定会計予算について説明申し上げます。

こちらは予算書で説明いたします。予算書の 51 ページを御覧ください。

予算書に基づき歳出から説明いたします。

1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費 7957 万 6000 円を予算計上いたしました。前年度より 1257 万 9000 円の減額となっております。減額の主な理由は、医師の雇用形態の変更に伴う人件費の減少によるものでございます。

次に、53 ページを御覧ください。

2 款医業費、1 項医業費、1 目医業費 4152 万 7000 円を計上いたしました。前年度より 461 万 5000 円の減額でございます。減額の主な理由は、各診療所の患者数の減少に伴う医薬材料費等の減少によるものでございます。

次に、5 款公債費、1 項公債費、1 目元金 1327 万 5000 円を計上いたしました。前年度より 1,000 円の増額となっております。

次に、5 款公債費、1 項公債費、2 目利子 1 万 5000 円を計上いたしました。周木診療所及び移動診療車導入に係る地方債の償還利子によるものでございます。

次に、54 ページを御覧ください。

7 款予備費、1 項予備費、1 目予備費 15 万円を計上いたしました。

次に、49 ページを御覧ください。

歳入について説明いたします。

1 款診療収入、2 項外来収入、目の合計で 6681 万 8000 円を計上いたしました。前年度より 571 万 8000 円の減額でございます。減額の主な理由は、各診療所の患者数の減少に伴う診療収入の減少によるものでございます。

次に、2 款使用料及び手数料、2 項手数料、1 目文書料 61 万 9000 円を予算計上いたしました。前年度より 2,000 円の増額でございます。

次に、4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 5913 万 5000 円を計上いたしました。前年度より 1154 万 7000 円の減額でございます。減額の主な理由は、患者数の減少による医薬材料費の減少、二及・周木診療所医師の雇用形態を正

職員から会計年度任用職員に変更することによる人件費の減少等に伴う一般会計繰入金の減額でございます。

次に、50 ページを御覧ください。

4 款繰入金、2 項事業勘定繰入金、1 目事業勘定繰入金 499 万 2000 円を予算計上いたしました。前年度より 3 万 4000 円の増額でございます。土居診療所の僻地直営診療所運営費等補助金の繰入れによるものでございます。

次に、6 款諸収入、2 項雑入、1 目雑入 297 万 9000 円を予算計上いたしました。前年度より 3 万 4000 円の増額でございます。各診療所の検査等収入でございます。

歳入歳出予算はそれぞれ 1 億 3454 万 3000 円で、前年度より 1719 万 5000 円の減額となっております。

診療施設勘定会計予算については、配信しております令和 5 年度当初予算補足資料の 4 ページに、それぞれの診療所ごとに記載しておりますので、あわせてお目通し願います。

以上で、議案第 38 号「令和 5 年度西予市国民健康保険特別会計予算」についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 39 号「令和 5 年度西予市後期高齢者医療特別会計予算」につきまして、予算書に基づき御説明を申し上げます。

予算書の 74 ページを御覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書で説明させていただきます。まず、歳出から説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度予算額 2295 万 8000 円を予算計上いたしました。内訳といたしまして、職員給与費 1841 万 6000 円及び後期高齢者医療庶務事業 454 万 2000 円でございます。前年度より 171 万 9000 円の減額となっております。

主な理由といたしまして、職員給与費の減額及び、年 1 回の保険証の更新時の送付方法を簡易書留から特定記録郵便へ変更したことによる減額によるものでございます。また、令和 5 年度は、愛媛県後期高齢者医療広域連合とつながっており、保険証等の交付に必要な標準システムの 5 年に 1 回の更新年となっているため、システム更新委託料 132 万 7000 円を新たに計上しております。

続きまして、74 ページ及び 75 ページを御覧ください。

2 項徴収費、1 目徴収費、後期高齢者医療保険料徴収事業、本年度予算額 196 万 3000 円を予算計上いたしました。

続きまして、75 ページを御覧ください。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、1 目後期高齢者医療広域連合納付金、本年度予算額 6 億 8955 万 2000 円を予算計上いたしました。前年度より 2505 万 3000 円の減額でございます。主な減額理由といたしまして、被保険者数の減による保険料の減収見込みによるものでございます。

続きまして、75 ページ及び 76 ページを御覧ください。

3 款保健事業費、1 項後期高齢者健康診査事業費、1 目後期高齢者健康診査事業費、本年度予算額 1616 万 1000 円を予算計上いたしました。受診者実績からの見込みによる集団検診負担金等の減額により 175 万 5000 円の減額となっております。

続きまして、4 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金 100 万円、2 目還付加算金 10 万円、合計 110 万円を予算計上いたしました。所得の更正等で発生する過年度の保険料還付金、加算金を被保険者に還付するもので、過年度に遡るため計上するものでございます。

続きまして、77 ページを御覧ください。

5 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、本年度は 12 万円を予算計上いたしました。前年度と同額でございます。

歳出合計は 7 億 3185 万 4000 円で、前年度より 2872 万 2000 円の減額となります。これで歳出の説明とさせていただきます。

続きまして、71 ページを御覧ください。

歳入の説明をさせていただきます。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料、1 目特別徴収保険料 3 億 2293 万円、2 目普通徴収保険料 1 億 2049 万 3000 円、合計 4 億 4342 万 3000 円を予算計上いたしました。前年度より 2661 万 5000 円の減額でございます。主な理由といたしまして、被保険者の減によるものでございます。

続きまして、2 款使用料及び手数料、1 項手数料、2 目督促手数料、本年度予算額 5 万円を予算計上いたしました。

続きまして、3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目事務費繰入金 4972 万 9000 円、2 目保険基盤

安定繰入金 2 億 2245 万 5000 円、合計 2 億 7218 万 4000 円を予算計上いたしました。前年度より 55 万 5000 円の減額でございます。主な理由といたしまして、事務費繰入金は増額しておりますが、保険基盤安定繰入金が増額分以上に減額しているためでございます。

続きまして、72 ページを御覧ください。

4 款繰越金、1 項繰越金、5 款諸収入、1 項延滞金及び過料、それぞれ前年度と同額を予算計上いたしました。

続きまして、2 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金 100 万円、2 目還付加算金 10 万円、合計 110 万円を予算計上いたしました。いずれも前年度と同額でございます。保険料の還付に係る広域連合からの歳入になります。

続きまして、3 項預金利子、1 目預金利子 1,000 円を予算計上いたしました。こちらも前年度と同額でございます。

続きまして、73 ページを御覧ください。

4 項雑入、合計 2,000 円を予算計上いたしました。内訳は、1 目滞納処分費 1,000 円、2 目雑入 1,000 円となっております。

続きまして、5 項受託事業収入、1 目後期高齢者医療広域連合受託事業収入、本年度予算額 1509 万 1000 円を予算計上いたしました。前年度より 155 万 2000 円の減額でございます。後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施及び健康診査に係る費用について、広域連合より交付されるものであります。

これで歳入の説明とさせていただきます。

歳入歳出予算はそれぞれ 7 億 3185 万 4000 円でございます。

以上で、議案第 39 号「令和 5 年度西予市後期高齢者医療特別会計予算」の説明とさせていただきます。

以上 3 議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○竹崎委員長

谷口課長の説明は終わりました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 2 時 35 分）

○竹崎委員長

再開を告げる。（再開 午後 2 時 37 分）

これより 3 案を議案ごとに質疑を行います。

初めに、議案第 36 号「令和 5 年度西予市一般会計予算」を議題といたします。

この件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 つずつやりますので議案第 36 号に関してお願いいたします。ここが 1 番エリアが広いんです。

○竹崎委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 2 時 37 分）

○竹崎委員長

再開を告げる。（再開 午後 2 時 41 分）

質疑はありませんか。

○酒井副委員長

戸籍事業とか、旅券事業とかいろんなものがあるんですが、市民課には。今回、自治センターのほうへ出せるようになるんですけども、今まで出してたところと違うところの、4 月 1 日から即座に出せるような準備ができておりますか。

○谷口市民課長

今ほどの御質問でございますが、現在も公民館でも諸証明の発行とかは行っておりまして、来年度のセンター化に伴ってセンターの事業として、戸籍関係とか、住基に関わるいろんな業務で加算されるものは大きくはございません。今と同じように諸証明の発行業務をセンターでも行っていくという形になります。

逆にセンター化に伴って、組織改編で、支所で行っていた業務を本庁に一括してそういう、いろんな届出の入力業務とか、審査業務とかを本庁で行うという形のところでは変化はございます。

○酒井副委員長

申し込んで、それを本庁へ申入れのコピーを送って、それから、本庁で写しをとってまた返ってくる、印鑑証明にしても、そういうシステムだったと思うんですけども、もっと便利な方法ってのは考えておられないですか。

○谷口市民課長

来年度のセンター化に伴って、現在本庁の市民課でも行っているんですが、総合窓口システム、総合窓口の端末で即時に住民票、印鑑証明とかの発行はできるようにセンターでもなります。

○酒井副委員長

その都度、申し込んだらすぐに即座に出てくるような、本庁で受け付けしたような形のシステムになってるということでよろしいですか。

○谷口市民課長

その都度受け付けて、それが本庁につながれて、

本庁から、例えば支所とか、そちらのほうのプリンターで出るような形のものもございます。

○酒井副委員長

27 の窓口の中で、今まではそれが出張所だとか、野村とか、そういうことに限られてたと思うんですけども、それがもう全部同時に4月1日からできると、体制になるということでよろしいんですね。

○谷口市民課長

言われるとおりでございます。一斉にセンターのほうでできます。

○酒井副委員長

自治センターの業務が非常に多くなる。そして市民課の本庁の業務が、やはりここまで出てという形から言えば、非常に少なくなる、本庁が少なくなると結果的になるんじゃないかと想定されるんですが、27 のところで、全部戸籍も全部発行できるわけですよ。

○竹崎委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後2時45分）

○竹崎委員長

再開を告げる。（再開 午後2時50分）

○酒井副委員長

地域づくり活動センターが今度できるんですけども、いろんな市民課のいろんな申請書だとかいろんなものについて、出しやすい、何はどこでっていうやつをしっかりと市民に知らしめる方法ってのを考えておられますか。

○谷口市民課長

センター化に伴う業務につきましてはまちづくり推進課が所管でございますが、現在まちづくり推進課で、センターでできる業務について市民の方が分かりやすいようにパンフレット等を作成中でございますので、市民の方にも広く周知して、令和5年度からスムーズに行えるように準備をしているところでございます。

○酒井副委員長

書類申請だけじゃなくて相談窓口もやはり今回つくるようでございますが、その辺りにしたものも徹底して、どこですぐできるか、また、相談窓口になって、センターの職員が能力があるかどうかということも、私どもは少し懷疑があるんですけども、その辺りは間違いのないような受け付けをしていただきたいと思います。

○谷口市民課長

おっしゃるとおり市民の方がセンターに来られたときに、相談とかされたときに、スムーズに対応できるように、また、どうしても専門的な内容の相談につきましては、センター職員から本庁市民課職員につないで、市民の方と直接フェースタイムという形で、システムを通して御相談を受けてお答えするというようなシステムも準備しておりますので、そのような形で対応したいと考えております。

○竹崎委員長

そのほかありませんか。

○中村委員

マイナンバーカード交付事業についてお尋ねいたします。

今年2月末で、マイナポイント2万ポイントの締切りがありました。マイナンバーカードをもう既につくっていらっしゃる方については、マイナポイントもまだ延長の措置があるから急がなくてもいいんだよという話は聞いていました。現状では84.25%の申請がされていて、もう残りは15%ちょっとになっていると。新しい年度についても引き続き交付事業は進めていくというお話でしたが、新規のことを考えられるのか、今までどおりの事業を継続して地道にやっていかれるのかということをまずお尋ねいたします。

○谷口課長

来年度のマイナンバーカードの交付事業の内容でございますが、実際もう8割以上の方が申請されておりますが、今から、もちろん出生して新規でカードをつくられる方への普及、そして、未成年者につきましては、カードが5年更新でございますので、その方たちに対しての周知、そして、マイナポイント事業も5月までは続きますので、まだひも付け等をされてない方とかに対しての支援などを考えております。

○中村委員

現状申請されてない残りの15%の方の年齢に関するとかそういう分析とかはどのようになっていますでしょうか。

○谷口市民課長

まだ申請されていない方の年齢層なんですが、やはり乳幼児と高齢者の方、施設等に入所されている方も含める高齢者の方がまだ申請されていない傾向でございます。

今度国の指針で、なかなか乳幼児の方マイナン

バーカードをつくるときに写真がとりにくい傾向
なんです、そこのあたりも写真が不必要になる
ような動きもありますし、高齢者施設につきまし
ても、今現在3月も出張申請で申請を受け付ける
形もとっていますので、その辺りのフォローもし
ていきたいと考えております。

○竹崎委員長

そのほかありませんか。

○酒井副委員長

先ほどの続きですけれども、身体障がい者なん
か、マッサージとか針とかそういう申請出します
ね、補助金申請。出すのも全部やれます。

そしてバス料金の高齢者のバスの割引券が何冊
かずつ出せるようになってはいるんですが、そうい
うのも全部市民課の中、センターのほうで受け付
けてくれるんですか。細かいことですけども。

○竹崎委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後2時56分）

○竹崎委員長

再開を告げる。（再開 午後3時02分）

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

今酒井委員からお尋ねがございましたセンター
での発行業務等の流れの分なんですけれども、今
現在、市の全業務について拾い上げまして、まち
課で整理をしております。また今月中をめどに、
市民の皆様には、その取扱い業務とか内容等につ
いてパンフレット等でお知らせをするようなこと
と聞いておりますので、もうしばらくお待ちいた
だけたらと思います。

○竹崎委員長

そのほかありませんか。

○二宮委員

今酒井委員が、センターでの市民課のという話
でいろいろあったんですけど、私はマイナンバー
カードを、ここまでやっぱり84%ぐらい申請さ
れとったら、今、さっきもちょっと話の中にあり
ましたが、マイナンバーカードでコンビニで発
行するとかいうこととか、もっとほかの市では、
もう既にマイナンバーカードを使った便利な事務
手続というか、そういうものが増えてると思うん
ですよ。今まで何回かこれマイナンバーカード
を日本一にというときからいろいろ質問してて、
全く独自でやろうとしてるところが見えないん
ですけれども、何かそういうところの近々考えて
ることというのはありますか。

○谷口市民課長

国もマイナンバーカードが健康保険証と一体化
ということが閣議決定して、2024年度の秋から
本格運用するようになりますし、またいろんな国
家試験とかで添付書類で必要だった書類なんかも
マイナンバーカードを利用することによってそこ
が省略できるということが閣議決定されました。
それに準じて西予市も基本的なところのマイナン
バーカードによる書類の省略なんかはできるん
ですけれども、西予市独自として行うことにつ
きましては、今政策推進課とも検討しているところ
でございますが、例えば、もっと先を考えると、携
帯の中でやる形、マイナンバーカードよりもっと
一歩先を行った、そういうところ辺も含めて検討
していかなければいけない時期に来ているのかな
というところで、今現在は西予市独自としてのマ
イナンバーカードの利用というところでは、明確
な、こういうことをやる予定ですよというような
ことは案件としては上がっておりません。

○竹崎委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後3時05分）

○竹崎委員長

再開を告げる。（再開 午後3時08分）

そのほか質疑はありませんか。

○酒井副委員長

マイナンバーカードの意識替えをしてほしいん
ですが、まだ西予市の市役所へ行って身分証明等
を出せという場合は、運転免許証ありますかが先
なんです。先にもうマイナンバーカードありま
すかということに意識替えをしていただくように、
ひとつそういう運動を起こすようにお願いします。
84%ぐらいいってるわけですから。そして、運
転免許証の場合は、必ず出向いた場合は携帯して
なくてはいけないんで、運転免許証のほうが言い
やすいかもしれませんけれども、マイナンバーカ
ードのメリットというものを深く浸透させるため
には、やはり市役所の窓口ぐらいは、身分を証明
するものをマイナンバーカード持っておりますか
と先に言ってほしいですね。希望しておきます。

○谷口市民課長

市民課窓口でもマイナンバーカードを徹底した
いと思いますし、また運転免許証も、今後マイ
ナンバーカードと一体化される予定でございます
ので、なお一層証明するものとして、マイナン
バーカードが一番出てくる形に努めたいと思い
ます。

○竹崎委員長

そのほかありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹崎委員長

では次の議案第 38 号に移ります。

質疑を行いたいと思います。

質疑はありませんか。

○酒井副委員長

国民健康保険特別会計が広域な県になってから何年になるんですかね。その今までメリットだとかデメリットがあったんですけれども、数年経過してどのようにとらえておるか述べていただきたらと思うんですが。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

御質問いただきました広域化につきましてですけれども、メリット、デメリットのところの詳細なところについてはまだ分析検証はできておりませんけれども、特にメリット的なものにつきましては、財政支援を受けることができる、また安定的な財政運営が図られるというところがメリットと挙げられてよいかなと思いますけれども、一方、当然独自性のある取組ができない。広域化の後には、全ての施策について一本化、広域化一本化というようなところに進んでいくんだと思うんですけれども、独自性のところが図れることがなかなか難しくなるのではないかなというような感じは受け取っておるところでございます。

概要でございますが、以上、答弁とさせていただきます。

○酒井副委員長

国保を税として扱ってるとこと、徴収金で扱ってる自治体があるわけでございますが、その辺りも含めて、税の料金改定の一本化ってのは進んでおるんですか、自治体ごとに。

○谷口市民課長

今ほどの御質問でございますが、現在 20 市町で 4 市が保険料で、後が保険税になっております。これを税に一体化するとか料に一体化するとかというところについての動きはまだございませんが、ただ、今県下のほうで、保険料水準の統一に向けての動きがございます。ちょうどこの令和 5 年度にそのロードマップ、どういう段階で進めていくかというようなロードマップを作成することになっておりますので、今、そのような状況でございます。

○竹崎委員長

そのほかありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹崎委員長

特にないようですので、議案第 38 号「令和 5 年度西予市国民健康保険特別会計予算」についての質疑を終結といたします。

続いて、最後の議案第 39 号「令和 5 年度西予市後期高齢者医療特別会計予算」の質疑をお受けいたします。

質疑はありませんか。

○酒井副委員長

後期高齢者西予市で約 9,000 人でございますけれども、7 億の予算ってのはちょっと少ないように感じるんですが、私の勘違いでしょうか。それとも何か原因があるんでしょうか。

○竹崎委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 3 時 14 分）

○竹崎委員長

再開を告げる。（再開 午後 3 時 18 分）

○谷口市民課長

今ほどの御質問でございますが、国保と比較しますと、国保は保険給付費のほう予算の中に入っております。後期高齢のほうは、保険料が 1 人当たりということで、国保と比べて年間 1 人当たりの年間の保険料も半額というようなところも影響しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○竹崎委員長

そのほかございませんか。

〔発言する者なし〕

○竹崎委員長

以上で 3 議案の質疑を終結といたします。

これより議案ごとに採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 36 号「令和 5 年度西予市一般会計予算」について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○竹崎委員長

挙手全員により、当委員会として原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第 38 号「令和 5 年度西予市国民健康保険特別会計予算」について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○竹崎委員長

挙手全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第 39 号「令和 5 年度西予市後期高齢者医療特別会計予算」について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○竹崎委員長

挙手全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

本委員会に付託されました議案についての審査は全て終了いたしました。

これにて終了いたします。

閉会 午後 3 時 20 分

西予市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定によりここに署名する。

西予市議会厚生常任委員長 竹崎 幸仁